

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

平成 2 9 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日            平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所            和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時            開 議    午 前    9 時 3 0 分

                            閉 議    午 後    4 時 1 8 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

|     |   |   |   |     |       |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|-----|-------|---|---|---|-----|
| 1 番 | 岡 | 田 | 泰 | 正   | 2 番   | 藤 | 井 | 清 | 隆   |
| 3 番 | 村 | 山 | 一 | 彦   | 4 番   | 吉 | 田 | 哲 | 也   |
| 5 番 | 井 | 上 | 武 | 津 男 | 6 番   | 岡 | 本 | 正 | 意   |
| 7 番 | 畑 |   | 武 | 志   | 8 番   | 竹 | 内 | き | み 代 |
| 9 番 | 小 | 西 |   | 啓   | 1 0 番 | 岡 | 田 |   | 勇   |

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長            島 川 昌 代

書                      記    今 西        靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

|            |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 町          | 長 | 堀 | 忠 | 雄 |   |   |   |
| 副          | 町 | 長 | 奥 | 田 | 右 |   |   |
| 総          | 務 | 課 | 長 | 中 | 嶋 | 浩 | 喜 |
| 地方創生担当課長   | 草 | 水 | 清 | 美 |   |   |   |
| 地域力推進課長    | 犬 | 石 | 剛 | 史 |   |   |   |
| 人権啓発課長     | 井 | 上 | 順 | 三 |   |   |   |
| 税住民課長      | 細 | 井 | 隆 | 則 |   |   |   |
| 福祉課長       | 岡 | 田 | 博 | 之 |   |   |   |
| 診療所事務長     | 久 | 保 | 順 | 一 |   |   |   |
| 農村振興課長     | 東 | 本 | 繁 | 和 |   |   |   |
| 建設事業課長     | 馬 | 場 | 正 | 実 |   |   |   |
| 会計管理者兼会計課長 | 山 | 本 | 千 | 代 | 美 |   |   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 事 | 日 | 程 | 別 | 紙 | の | と | お | り |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 会 | 議 | に | 付 | し | た | 事 | 件 | 別 | 紙 | 議 | 事 | 日 | 程 | の | と | お | り |
| 会 | 議 | の | 経 | 過 | 別 | 紙 | の | と | お | り |   |   |   |   |   |   |   |
| 会 | 議 | 録 | 署 | 名 | 議 | 員 | 2 | 番 | 藤 | 井 | 清 | 隆 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   | 3 | 番 | 村 | 山 | 一 | 彦 |   |   |   |   |   |

## 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 2 9 年度和東町一般会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 2 9 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号専決）

日程第 7 同意第 1 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 同意第 1 8 号 消防委員会委員の委嘱について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 4 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

最初に時間をいただきまして、住民の皆さん、そして議員の皆さんにおわびを申し上げます。と申しますのは、去る 1 1 月 1 日、公務中ではありますが、交通事故を起こしてしまい、住民の皆さん、また議員の皆さんには大変心配をかけました。改めて深くおわびを申し上げたいと思います。以後、十分気をつけてまいりたいと、このように考えておりますので、これからも引き続き、ご指導賜りますようお願いいたします。

さて、平成 2 9 年第 4 回の和束町議会定例会を開催させていただきに当たりまして、こうして全員の議員の皆さんにお集まりをいただき、本当にありがとうございます。

また、日ごろは、議員の皆さん方には和束町のまちづくりにご支援、ご協力を賜っておりますことをこの場をかりましてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の定例議会には、補正予算、そして災害等の専決、衆議院の選挙も含めてですが、そうしたことについての専決をお願いする。そして、人事案件についても 2 件お願いする予定になっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認を賜りますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもご苦労さまでございます。

ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番、藤井清隆議員、３番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から１２月２２日までの１１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から１２月２２日までの１１日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成２８年度第６回、第７回、第８回の出納検査結果の報告がありましたので、結果報告を希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、１２月８日付で、和束町商工会会長井上勝司氏から商工会に対する財政援助の強化について、小規模企業振興基本法制定を踏まえた商工会への支援及び財政援助の強化について、以上２件の要望書が出されております。

また、会議規則第２７条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第４、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会は、12月1日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、平成29度の事業の進捗状況を中心に事務調査を行いました。

初めに堀町長から、ことしはお茶京都ターゲットイヤーで、各市町村ではお茶に関連するいろんな事業に取り組んでいる。11月4日、5日開催の茶源郷まつりには1万1,000人の方に来場いただいた。これをバネにまちづくりを進めていきたい。

また、幅広い分野で和束町の地域課題に対応し、地域社会の発展と学生が地域で学ぶ機会を拡充し、実践的な人材育成を推進するために京都府立大学と連携協力包括協定書を締結し、その中で和束町史の編さん事業を実施し、将来のまちづくりに向け取り組んでいきたいと挨拶がありました。

次に、平成29年度予算の進捗状況の説明があり、一般会計の予算執行状況では、歳入32億3,136万円の予算現額に対し20億9,038万円の収入で、収納率が64%。歳出累計額は13億9,637万円で、執行率は43%となっていました。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに、総務課では、2年に1回東京で開催されている各市町村のPR事業に和束町も参加した。

学生等奨学金給付事業の9月から10月までの2次募集に高校生1名が申請され、1次募集と合わせ合計6名の申請があった。

また、地域で支える公共システム事業として、東部3町村を結ぶ広域バスに10月運行時に木屋区の方1名が利用された。さらなる周知に努めたいとされました。

各区から要望のあった交通安全灯とカーブミラーの設置、修理について、交通安全灯7基、カーブミラー9基、既に工事は完了した。また、今年度の新規事業である交通安全灯のLED化工事、器具補修等の補助金について現在7区から申請があり、今後支給決定していく。大規模な災害が発生した際に、対応手順等を定めた計画書の策定業務委託を公募型プロポーザルにより契約し、3月末に完了する予定であるとのと

ことでした。

地域力推進課では、移住促進について、現在先行して湯船区が特区に指定されているが、湯船区以外の各区においても、年内に協議会を立ち上げ、２月に特区申請を計画している。

空家バンクについても、府の宅建協会と調整し、協定を結ぶ方向で考えている。

スマートワーク・イン・レジデンス事業として、サテライトオフィスの誘致等に向けた体験交流センター改修工事も１１月２９日に入札を終え、３月からオープンできるように進めている。

また、茶畑ビューイングイベントは１２月３日まで開催されますが、１１月末現在で観光案内所及び和東茶カフェの来場者合わせて３,７９７名来ていただいた。

ゴルフカーも４０２名の方に乗車いただいた。

多くの新聞社・テレビ等マスコミにもたくさん取り上げていただきその効果もあり、来場者もふえ、注目を浴びている。これを機に和東のお茶の価値も高めていき、さらなる町の発展につなげていきたいとされました。

税住民課、福祉課では、一般会計、国民健康保険・介護保険特別会計ともに例年どおりの進捗状況であり、１０月末の介護保険要介護認定者は３３７人で、昨年度より１９人増加、在宅サービス受給者も１４１人で、昨年度より１８人増加しているとのことでした。

これら説明に対して各議員からは、１０月２２日の台風２１号の被害状況や今後の見通し、避難準備情報の判断基準、避難所の非常食について、早稲田大学との連携したまちづくりの進捗状況は、ふるさと納税の返礼品や地域住民による道路補修などを補助する生業景観整備支援事業について、光ボックスの現状と録画再生時の映像の編集について、海洋センタープール上屋の改修見通しは、移住相談や空き家のデータについて、国民健康保険給付費における葬祭費の補助金について、スマートワーク・イン・レジデンス事業を実施していく上での和東町におけるメリットや今後の取り組み

は、茶畑ビューイングイベントを終えた後のまちづくりは、診療所におけるインフルエンザ予防接種のワクチン不足による対応は、介護保険料算定の今後のスケジュール等についてたくさんの意見・質疑が行われ、担当課長等からそれぞれ答弁を求めました。

午後からの現地調査では、開催中であった茶畑ビューイングイベントの茶畑アートや茶畑ハウス、ビューポイントなどを視察し、地域力推進課長から説明を受け、当日の現地調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、産業常任委員会報告をいたします。

12月4日に開催いたしました産業常任委員会の報告。

初めに、堀町長の挨拶の後、奥田副町長から本年度の予算執行状況について説明があり、続いて、農村振興課長、建設事業課長から所管事務の進捗状況について報告がありました。

その後、各委員との質疑応答があり、農村振興課関係では、青年就農給付金事業の内容と何名の方が申請されてといるかとの間に、農業を始められて5年間を期限に低所得者に給付するもので、現在、個人への給付4人と1組の夫婦、計6人が対象となっている。

天空カフェの周辺を含めた整備状況についてはとの問いに、利用者の方からの要望で天空カフェ内にクーラーを設置した。当初は自然な状況でとのことだったが、虫などの進入で状況が変わってきた。また天空カフェにのぼる階段の手すりについては、現時点では設置予定はないとのことでした。

野生鳥獣被害対策臨時職員の雇用内容はとの問いに、11月2日から猟友会の方に

出ていただき、サルに発信機をつけ、動態調査をしていただいている。

この他プレミアム商品券の販売方法などについて意見や質疑が出されました。

建設事業課関係では、町道山口線拡幅工事は、全体の何％完成しているのか、最終何年度完成予定かとの問いに、現在約 60％完成している。31年度までに事業を完成する予定であり、京都府とも協議をし、進めている。

10月の台風被害の件数と状況はとの問いに、農業災害で水路が1件、農道が3件、農地が4件、公共施設災害で道路が6件、河川が2件、合計16件の被災箇所となった。現在、応急的に土砂の排除や迂回路等で対応しているが、今後、災害査定を受けて、1月、2月に工事発注の予定で進めているとのことでした。

また、門前橋・祝橋整備事業の内容はとの問いに、今年度は門前橋の落橋工事を行い、祝橋については再度設計の見直しを行い、来年度以降、事業に取り組む予定であるとの答弁でした。

このほか、8月の委員会でも質疑された門前地内の河川に山を削られた後の土砂や石が流れ込んでいる件について、その後の対応など質問されました。

午後からは、台風による被災現場である石寺、白栖、南地内を現地調査し、建設事業課長から説明を受けました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域事務組合議会（小西 啓君）

平成29年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が11月27日に大谷処理場会議室において開催されました。

今定例会では、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定など4件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり同意・認定・可決されました。

提出議案は、同意第３号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

公平委員会委員、井澤孝子氏の任期が平成２９年１２月２６日をもって満了することに伴い、同委員を再任するため議会の同意を求めるものであります。

全会一致で同意いたしました。

認定第１号 平成２８年度相楽郡広域事務事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

平成２８年度一般会計決算歳入総額は３億５,５６１万１,８１１円、歳出総額は３億５,３４３万６,２０１円、歳入歳出差引額は２１７万５,６１０円、実質収支額は２１７万５,６１０円です。

全会一致で認定いたしました。

次に、認定第２号 平成２８年度相楽地ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成２８年度特別会計決算、歳入総額は２,５６０万４２２円、歳出総額は２,２７５万６,５７７円、歳入歳出差引額は２８４万３,８４５円、実質収支額は２８４万３,８４５円です。

全会一致で認定いたしました。

次に、議案第６号 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてです。

広域圏休日診療所、相楽郡会館及び消費生活センターの分担金のうち固定的経費市町村割１００％としていたものを固定経費共通経費分市町村割１００％、直接経費分人口割１００％等にするため所要の改正を行うものであります。

全会一致で可決させていただきました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、井上武津男議員。

○相楽中部消防組合議会（井上武津男君）

それでは、相楽中部消防組合議会報告を行います。

平成２９年度第２回相楽中部消防組合定例会が１１月２７日午前１０時から消防本部庁舎で開催されました。

認定第１号 平成２８年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算認定は、９月２５日当消防本部庁舎で武田代表監査委員、廣尾監査委員により会計決算審査を実施され、これを認定するもので、歳入総額１４億１,６７１万７,０３８円、また、歳出総額１３億８,３５４万４,６４０円で、実質収支は３,３１７万２,３９８円となり、採決は賛成全員で認定。

議案第５号 平成２９年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１,７１０万５,０００増額し、歳入歳出それぞれ１４億３,４７０万５,０００円とし、採決は賛成全員で可決。

次に、河井管理者から挨拶があり、平成２８年度決算審査、救急救命士養成状況、職員採用、消防施設装備などの整備、九州北部豪雨に対する追悼の意及び災害状況並びに減災・防災への取り組みについて述べられ、この日の日程を全て終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、山城病院組合議会、村山一彦議員。

○山城病院組合議会（村山一彦君）

それでは、山城病院組合議会についてご報告させていただきます。

平成２９年１０月３０日に平成２９年第２回国民健康保険山城病院組合議会定例会が京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

冒頭、河合規子管理者より諸般の報告がありました。

まず、第一に、医師確保の取り組みについて説明がありました。

平成３０年度基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医の受け入れ準備を進めている。

平成３０年度から始まる新専門医制度における内科領域の基幹病院としての指定を受け、後期研修医の受け入れ準備を進めている。

次に、地域医療支援病院名称承認申請状況について説明がありました。

年内をめどに京都府より承認を受ける予定である。これについて事務局に確認をとると、去る１１月３０日付で承認されたとのことでした。

日程４として一般質問があり、議員２人が質問に立ちました。

続いて、提出議案、承認１件、同意１件、認定２件、議案１件について説明がありました。

日程５、承認第２号として、平成２９年４月に発生した入院患児の点滴漏れによる皮膚潰瘍症に係る損害賠償請求事件における専決処分について、挙手全員で承認されました。

日程６、同意第３号として、代表監査委員武田治氏の任期が満了となることから、引き続き選任することについて、挙手全員で同意選任されました。

日程７、認定第１号 平成２８年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定について。

業収益は前年度を上回ったものの第二次、第三次経営計画に基づくマンパワーの充実を推し進めたことにより給与費が増加したことから、結果、７期ぶりとなる約１億２，３００万円の支出超過となりました。挙手全員で認定されました。

日程８、認定第２号 平成２８年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定について。

入所者数が前年度と比べて増加したことなどの要因から約１１１万円の純利益を計上し、３期連続の黒字決算となりました。挙手全員で認定されました。

日程９、第５号議案 平成２９年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事

業会計補正予算について。

浴槽の老朽化が進んでいる個浴のうち特に劣化のひどい１台の更新費用に係る支出  
予定額 70 万 2,000 円の補正について、挙手全員で可決されました。

以上、提案された 5 議案全てについて、全員賛成により可決承認されました。

これにて報告を終了とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

おはようございます。声がいかれまして、お聞きづらい点があるかと思いますが、  
その点、よろしく願いいたします。

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

平成 29 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会は、去る 12 月 7 日午前 9 時 30 分  
から南山城村議場において開催されました。

開会宣言に続きまして、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3 名に  
よる一般質問が行われました。

最初に、私のほうから新学習指導要領に対応した連合教育の取り組みについて、来  
年度からの取り組み内容や必要な環境整備について質問をいたしました。続いて、笠置  
町の坂本議員からは、笠置小・中学校の児童数減少対策や山村留学制度について、最  
後に、南山城村の鈴木議員のほうからは、地域学習の教育環境の充実や義務教育にお  
ける保護者負担の軽減などについてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、認定第 1 号 平成 28 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、  
会計管理者からの決算概要説明や監査委員からの監査報告に基づき、審議の結果、賛  
成多数で認定されました。

次に、議案第 10 号 平成 29 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

については、歳入歳出それぞれ１２８万５，０００円を追加し、歳入歳出総額を９億１９１万１，０００円とするもので、主な補正内容は、歳入では、庫支出金の受け入れに伴う財源の組みかえと平成２８年度の剰余金を前年度繰越金として計上し、歳出では、和東町の町史編さん事業に係る調査費用や編さん室への電話機の設置費用、和東町内の文化財修繕に伴う補助金の追加などを行うもので、全員賛成で可決されました。

最後に、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

訂正をお願いしたいと思います。

私が当初より報告しました「監査委員より、２８年度」と申しましたが、「２９年度」に訂正をさせてください。

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから１０時２０分まで休憩をいたします。

休憩（午前１０時０３分～午前１０時２０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、小西 啓議員。

○９番（小西 啓君）

一般質問をさせていただきます。

１．税及び公共料金の収納状況について。

（１）平成２９年１１月３０日時点に於ける税及び公共料金に係る過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっているか。また、平成２９年１１月３０日時点における税及び公共料金現年度分の納期到来分に係る未収額の総額と総件数はどのようになっているか、これは町長にお願いいたします。

（２）同時点において税住民課で所管している税及び公共料金に係る項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっているか、同時点において税及び公共料金現年度分の納期到来分に係る項目ごとの未収額の総額と総件数はどのようになっているか、税住民課長にお願いいたします。

（３）同時点において福祉課で所管している公共料金に係る項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっているか、同時点において、公共料金現年度分の納期到来分に係る項目ごとの未収額の総額と総件数はどのようになっているか、福祉課長にお願いいたします。

（４）同時点において建設事業課で所管している公共料金に係る項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっているか、同時点において、公共料金現年度分の納期到来分に係る項目ごとの未収額の総額と総件数はどのようになっているか、建設事業課長にお願いいたします。

（５）同時点において人権啓発課で所管している貸付金に係る過年度分の滞納の総額と総件数はどのようになっているか、人権啓発課長にお願いいたします。

（６）平成２６、２７、２８年度の税及び公共料金の過年度分の滞納の総額と総件数はどのようになっているか、また、滞納をどのように考えているか、副町長にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

答弁を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

小西議員の税及び公共料金の収納状況についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

最初に、平成２９年１１月３０日時点における税及び公共料金に係る滞納額の総額、総件数についてであります。住民税などの税関係で６，０７６万６２５円、５１９人、介護保険料などの保険料で５１０万９，９４１円、６１人、保育料などで６４万３８円、６人、住宅使用料・上下水道使用料などの使用料で３，６５３万４，１１９円、３６６人、滞納総額は１億３０４万４，７２３円、納付義務者総数は９５２人となっております。

収納状況であります。収納総額１，３２０万７，９８３円、収納率は１２．８２％となっております。

次に、平成２９年１１月３０日時点における現年度分の未収額の総額、総件数についてであります。住民税などの税関係で３，４９６万６，２００円、１，０８４人、介護保険料などの保険料で２３８万６３円、１５０人、保育料などで２８万３，５００円、１０人、住宅使用料・上下水道使用料などの使用料で４０１万５，５６７円、２５１人、未収総額は４，１６４万５，３３０円、納付義務者総数は１，４９５人となっております。

以上、小西議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

次に、副町長。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうからは、（６）番の平成２６年度、２７年度、２８年度の税及び公共料金の過年度分の滞納の総額と総件数はどのようなになっているか、また、滞納

をどのように考えているかについてお答えしたいと思います。

まず、平成26年度でございます。

税の滞納総額につきまして8,863万1,693円、件数にしまして637件となっております。

税以外の公共料金ですけれども、滞納額の総額は4,485万4,251円、件数で230件となっております。

税及び公共料金を合わせますと1億3,348万5,944円、総件数で867件となっております。

続きまして、平成27年度でございます。

同じく、税の滞納額ですけれども、6,625万8,669円、件数で595件でございます。

税以外の公共料金では3,885万3,879円、件数で293件でございます。

総額で1億511万2,548円、総件数で888件となっております。

続きまして、平成28年度でございます。税の滞納額で6,481万9,188円、件数で542件でございます。

公共料金のほうにつきましては4,086万4,349円、件数で327件でございます。

総額1億568万3,537円となっております。総件数で869件でございます。

この滞納状況でございますけれども、3年間の滞納総額、件数を見ますと、26年度から総額につきましては減ってきております。しかし、依然として1億円余りの滞納額が出ております。

また、件数につきましても、重複者がございますけれども、800件を超える滞納額となっております。このことで、税及び公共料金の納付額の公平さから見てますと大変厳しい状況だととらえております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

それぞれの課長については順次答弁をお願いいたします。

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

小西議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、本年１１月３０日現在におきます税住民課所管の税及び公共料金、後期高齢者医療保険料になりますが、項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況をまずお答えさせていただきたいと思います。

なお、総件数につきましては、町長、副町長の答弁と同様に、納付義務者数をお答えさせていただきたいと思います。

まず、個人住民税の滞納総額１，００８万４，２０５円、納付義務者数９４名、収納状況としては１５３万９，８３８円。

続きまして、法人住民税でございます。２３６万４，９４４円、１６件、収納状況としては７万９，１００円でございます。

固定資産税１，７０６万６，０１５円、１５２人、収納は３４２万５，０００円。

軽自動車税１３７万３，０３１円、９７人、収納は２６万６，６１６円。

国民健康保険税２，９８７万２，４３０円、１６０人、収納が６１３万８，６３８円。

最後に、後期高齢者医療保険料でございます。６９万４，６０７円、１２人、収納は１，０００円でございます。

続きまして、次のご質問、同時点におけます税及び公共料金、後期高齢者医療保険料の現年度分の納期到来分に係る項目ごとの未収の総額と総件数でございます。こちらの総件数につきましても同様に、納付義務者数をお答えさせていただきたいと思います。

まず、個人住民税でございます。未収額が１，４２１万８，６００円、３６０人。な

お、これにつきましては、１１月分までも入れております関係で、１１月分の特別徴収、いわゆる給料から天引きの分につきまして大体翌月になりますので、１２月１５日以降がピークで入ってきますので、かなり大きな額となっております。ただ、これにつきましては、毎月大体１，２００万円前後入ってきますので、差し引きしますと２２０万円前後になるかなというふうに考えております。

続きまして、法人住民税１２万円、２件でございます。

固定資産税２３２万９，２００円、１０９人。

軽自動車税８１万９，６００円、９０名。

国民健康保険税１，７４６万８，８００円、５２３名。

最後に、後期高齢者医療保険料１４０万７，７４３円、１１４名でございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

おはようございます。

続きまして、私のほうからは、小西議員からの一般質問、（３）番でございます。

平成２９年１１月３０日時点において福祉課で所管しております公共料金に係る項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっているのかをまず答弁させていただきます。

福祉課所管の公共料金でございます。

保育園保育料、滞納総額５０万５３８円、納付義務者数４人、収納状況は１５万２，０５０円でございます。

続きまして、学童保育所保育料、滞納総額１３万９，５００円、納付義務者数２名、収納状況１０万９，５００円でございます。

続いて、介護保険料、滞納総額４４１万５，３３４円、納付義務者数４９人、収納

状況は 7 1 万円となっております。

続きまして、1 1 月 3 0 日時点において公共料金現年度分の納期到来分に係る項目ごとの未収額の総額と総件数でございます。

まず、保育園保育料でございます。未収額 8 万 7, 5 0 0 円、納付義務者数 3 人でございます。

学童保育所保育料、未収額 1 9 万 6, 0 0 0 円、納付義務者数 7 人でございます。

介護保険料、未収額 9 7 万 2, 3 2 0 円、納付義務者数 3 6 人でございます。

以上、小西議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、（4）番、建設事業課における公共料金の未納・未収額についての項目ごとの報告をさせていただきます。

過年対象分でございます住宅使用料 1, 3 6 0 万 7, 9 6 7 円、義務者数が 3 6 人でございます。収納状況につきましては 1 8 万 1, 6 5 7 円でございます。

同じく、駐車場使用料でございます。8 4 万 2, 5 1 4 円、義務者数が 2 5 人、収納状況が 5 万 8, 1 6 9 円でございます。

続きまして、地デジブースター使用料でございます。2 万 7, 3 6 0 円、義務者数が 1 3 人、1, 4 4 0 円でございます。

水道使用料でございます。1, 5 6 4 万 8, 7 6 9 円、義務者数が 2 0 9 人、4 6 万 5, 7 1 1 円でございます。

下水道分担金 6 1 万 7, 0 0 0 でございます。これにつきましては義務者数が出ておりません。過去の分でございます。

それから、下水道使用料につきましては 5 7 9 万 5 0 9 円、義務者数が 8 3 人でございます。7 万 9, 2 6 4 円でございます。

続きまして、現年でございます。

住宅使用料 1 3 7 万 9 , 2 0 0 円、義務者数が 2 0 人でございます。これにつきましては、先ほど税と同じように、納期限の関係で額が上がっております。

駐車場使用料につきましては 9 万 1 , 8 4 5 円、 1 9 人でございます。

地デジブースター料につきましては年一括払いとなりますので、今のところございません。

水道使用料につきましては 1 7 8 万 5 , 9 7 1 円、 1 5 1 人でございます。これにつきましても収納時期でございますので、 1 1 月末現在で若干数字が上がっております。

続きまして、下水道使用料につきましては 7 5 万 8 , 5 5 1 円、 6 1 人でございます。これも同じく、収納月の関係で人数が上がっております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

おはようございます。

それでは、小西議員の一般質問、（５）の人権啓発課の関係につきましてご答弁申し上げます。

人権啓発課の所管しております貸付制度についてでございますが、昭和 4 7 年 7 月に事業を開始いたしました生活更生資金貸付事業でございます。この貸付制度につきましては、地域改善対策対象地域に居住される方の経済的自立を支援する制度として創設をされ、特別対策終了の平成 1 3 年度末をもちまして事業は廃止をされました。

ご質問の平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日現在の償還残額滞納額につきましては 6 9 8 万 8 , 8 7 9 円、 2 2 件となっております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

今、平成29年度の数字を出していただきましたが、まだ平成29年度は4カ月ほど残っておりますので、しっかりした数字は出てきておりませんが、大体の数字はわかりました。

そして、副町長からは、26・27・28年度の数字が出ましたけれど、26年度は1億3,000万円ほど、そして27年度は1億500万円、28年度も1億500万円ほどという数字を聞かせていただきました。1億円を超えている。そして、なかなか1億円を割らない大変な数字になっているんですが、私は、なぜこのような大きな数字になってきて、件数もたくさんあるかということを思いますと、やはり納税者に対して納税の意欲を持っていただく。そして、納税で本当に困っている方がおられたら納税相談を行い、そして法的に対処していったって、どうしたらいいかということを考えていかないとだめだと思います。本当の納税をしていただいている方でも、すごく本当に困っておられる方は、私、たくさんいらっしゃると思います。それでもちゃんと納めてもらっております。

なぜ、こういうような公共料金そして、いろんな税を滞納されるのか。やはり税をもって和東町は動いていると思っております。交付金であれ何であれ、全部税です。税で和東町の安全と安心、そしていろんなものをつくったり、いろんなことをやっていただいていると思っております。やはり納税していただかないと和東町はなっていない。国に対しても納税をしないと日本国はもたないはずです。ですから、もう少し納税の意欲を高めていただく。それにはやはり行政がみずからもっと積極的に納税相談に乗って、そしてどうしたら納税していただけるかということをしていただかないとだめだと思います。

まず、各課の課長にお聞きいたします。

今までそのような取り組みをされて、課の中でいろんなことを協議されたことはありますか。順番に、税住民課長から人権啓発課長までお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税住民課におきましては、税務係でございます税担当の課長補佐もおりますので、その中で、事務担当として納税していただきやすい環境をつくっていただけるかということについて話はしております。その中でまだ実現はしておりませんが、例えば、コンビニ納付とかいうことも考えられると思います。できるだけ納税していただきやすい環境をつくっていかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、福祉課でございますが、先ほど説明させていただきましたように、介護保険料と保育園保育料、そして学童保育の保育料の徴収業務を行っております。

まず、課内会議等で割り当てを決めさせていただきまして、滞納されている方の住民の生活状況の把握をすることを念頭に、複数職員で定期的な訪問をさせていただいているところでございます。

一定、住民の方々とお話ができた場合については、分割納付等の指導をさせていただくなどの対応をさせていただいております。特に、介護保険料が大きな未納となっているわけでございますが、介護保険料の滞納につきましても複数の職員で訪問をさせていただきまして、それぞれの家庭の状況を聞きながら対応させていただいております。

ます。

実際、介護保険料を未納になりました生活実態を確認させていただきますと、年金のみの生活で本当に生活が大変になり、銀行等から年金を担保に融資されている方が18件、全体で3分の1を占めております。

また、日本の年金制度でございますが、20歳から60歳までは国民年金保険料を納めなければならないということになっておりますが、就労収入が少ないため、納めたくても納められない住民の方につきましては、年金保険料の免除制度が設けられております。

しかしながら、この免除申請をされないまま国民年金を需給することができない無年金の方が約16件、3分の1おられます。残り15件につきましては、国民年金や厚生年金も現在需給されておまして、現年度分につきましては未納となっておられません。65歳になられた当初等未納になられる方につきましては、分割納付の指導をさせていただいているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

建設事業課につきましては、ただいま福祉課長が答弁しましたように、ほぼ同様の形をとっております。

まず、課内会議を月1回開きまして、そこでの滞納状況の確認をさせます。その上で職員複数名で訪問をしております。その関係で、現年につきましては、ほぼ95%ほどの収納を見ております。先ほど大きな数字を挙げましたが、この分につきましても、ほぼ95%。現年につきましては、ほぼいける見込みを積んでおります。

ただ、住宅につきましては、数名、高額にもかかわらず一切払わない者が1人、2人おられます。この方の関係でかなり収納率が下がっております。こちらにつきましては、保証人等の方にも説明をし、今後、保証人の方からの徴収も考えたいというよ

うに思っております。

あと、過年度分につきましては、実際かなりの数字を残してきております。これにつきましては、現年の例えば支払いが1万3,500円であれば、たとえ1,500円でも持ってくる。1万5,000円払いなさいと。もしくは2万円払いなさいという形で指導してまいりました。

その関係で、高額の滞納者がおられたんですけども、1月末に1人の方は滞納を全部終わられるという方も出てきております。また、新たに指導した中では、毎月、現月の倍の公共料金を払っていただく中で、その方につきましては約2年後に終わられるというぐあいに、計画性を持って過年度につきましては対応をしております。

15件相当を訪問しております。また、新たに窓口、それから見かけたところも含めまして、小さな町ですので、声をかけながら、できる限り滞納を減らすという努力をとっております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

小西議員のご質問にお答えいたします。

貸付金につきましては、借受人の方の状況等を面接いたしまして、お話を聞かせていただいて、夜間等におきましても訪問して、やはり支払っていただくという意識を持っていただくことが大切でございますので、日にちを決めて家庭訪問並びに借受人の方との日程を調整させていただいて、定期的に支払っていただくという方法をとっているところでございます。

今後におきましても、先ほどありましたように、分割の関係の相談も応じながら徴収に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

今、各課長にお聞きいたしました。非常にやっておられるというような感じでお受けしたんですけれど、福祉課長の答弁を聞いていまして、そのようにやっていただいているということが、質問している私もやってくれてるんだなということは感じました。

町長、いかがですか。課長がこのように、今、こうして課ではやっているんだということをお聞きして、やはり町長ももう少し各管理職会議のときに収納状況をもう少しよくしようというような感じで、いろんな会議のときにいろんな発言されると思うんですが、やはりなかなかそういうことが、私、会議のときにそういうお話をされているというようなことを余り議員をしているときからずっと聞いたことがございまして、町長、副町長が先頭にやっついていかないと、公金の滞納のことはなかなか進んでいかないと思います。

私、8月18日の日に、岡山県の笠岡市というところに滞納の状況を、笠岡市の北木島というところは花崗岩のとれるところで、建築用の石とか石こうとか石塔の石とか、そういうところの産出地です。そこが湯船の石塔で納めにこられた会社の方をよく知っておりまして、その人に紹介していただいて、そして笠岡市に行って市長とお会いし、そして収納課の課長と関係の方とお会いして話を聞いてきたんですが、ここは市ですから、市長が先頭に立って、やはりそういう公金の滞納分の徴収の取り組みについてというようなパンフレットもつくられて、先頭に立って、市民に税の不公平感を持っていただいたら困るから、やはり公正公平の原則からいって、滞納の処理をしていこうということをやっておられます。

聞いていたら、職員の意識が高いというような感じを受けてきたんですが、やればやるほど職員の方の大変さがわかります。

和東町でも一緒だと思います。どことも何も全然変わらないと思います。ですから、本当に意識を高く持ってやれば、町民の方も私はわかっていただけたらと思っております。ですから、町長も副町長も先頭に立ってやっていくというような考え方はありますか。どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

小西議員からいただいた質問にお答えをさせていただきます。

当然、自治体、国もそうなんですが、税金というので成り立っております。地方税、そして国においては国税、こういったもので成り立っております。

そういうことで、これがもとでありますので、和東町のまちづくりを例えますと、そのまちづくりを進めるに当たっては、全てそれぞれの所掌事務を決めて、所管課も決めて、そしてやっております。その平常業務の中には全て調定からスタートして、調定行為が起これば収納までを仕事として所掌事務の中に入れております。そして、当然、その所掌に当たるものについてはそれを真っ当していくというのが職務であります。

職務の専念、そういうことが大事になってきますので、この辺のところについては、今、言われましたように、当然、管理職会議、この辺で収納を上げてくださいね、どうぞと、こういうことより、職務にきちっと専念して、それぞれの中で責任を持ってやっていただくというのは、これは常日ごろの問題であります。

そういう意味におきまして、当然、公平感を持っていただくためには、全ての自治体そうなんだろうけども、先進事例があればそこに学んで、そしてやっていくということで、きょうご指摘いただいたと、このように思っております。

当然、私たちが調定をするにおいては、税という形で調定をしているものもあれば、事業の目的を持って使用料等をいただいて、そしてその事業をなし遂げております。

いわゆるバスであれば、バスに乗っていただく利用料金をいただいて、そして、そのバスの運行業務が成り立っているわけです。住宅の運営、水道の事業、下水道の事業、これはその目的を持った使用料を持ってその事業が成り立っているわけです。我々は公共事業としてこれを和東町のまちづくりに生かしていくわけですから、使用料をいただかなければこの事業は成り立たない、こういうことであります。

だから、調定も、先ほどのように税とそして公共料金、分かれてやっております。当然、これに合わせて、調定をしてほっとくわけじゃありませんので、収納を上げて、そして収納率を高めて事業を充実させていかなきゃならない。その事業を和東町の住民の皆さん全てに享受をしていただくためには、その事業を成り立たさなければならぬ。そのためにも収納を上げていかなきゃならないわけでありまして。当然、まちづくりを進めいく最初の原点であるわけでありまして。

そういう意味におきましても、一生懸命納めていただいている方、しかし、一生懸命やっても、今もご質問がありますように納められない方もありますので、これは行政という中で1人1人の状況を把握し、相談をして、そしてやっていくということが大事であろうと思います。

一番困るのは、やはり納められるのに納めない。この辺のところはきちっと毅然として対応していく、こういうことだというふうに思っております。

以後、これからも今のご質問をいただきました趣旨を十分に受けとめさせていただきまして、今後、そして不公平感のないような状態に努めてまいるため、それぞれの所掌に当たっている管理職、また職員が職務の専念をしていただいて、これからのまちづくりに頑張っていただきたい。

その先頭には、当然、我々まちづくりに携わっている者の町長なり副町長なり、全てがそういうまちづくりの中で進めているわけでありまして、当然、先頭に立つというのは大事なことだと思います。

そのやり方はいろいろ手法がそれぞれあるかと思いますが、今もありますように、

繰り返しますが、先進事例というのは非常に参考になると思いますので、今後、そういったことも生かしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

今、町長のこれからの取り組みを聞かせていただきました。

使用料ということで、建設課長にお伺いいたします。

今度、水道の料金を値上げすることということは、私、監査委員をしているときから聞いておりましたし、所属の常任委員会でも話は聞いたことがございます。でも、使用料ですから、水道料金を値上げする。やはりもう少し水道料金の滞納の処理をしないと、私は水道料金を上げるようなことはできないと思うんですよ。

2年前ぐらいからですよ、やるというようなことで話が出ていたけど、それでもちゃんと滞納のことを少しずつ整理し、そして過年度分もやっていかなあかんということとは私は言うておりました。それが今どういような数字に進んでいますか。前のときの、先ほどの答弁でしたら、非常に意欲的にやっているというような答弁に聞こえたんですけども、数字的にあらわしていただけますか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

確かに水道料金につきましては、かなりの滞納額がございます。平成26年から平成29年に関しましては約100万円増額しております。水道料金につきましては、基本経営戦略を立てまして、平成32年に向けて料金の改定を考えております。これ

につきましては、経営が成り立つように、それから一般会計の繰出金とのバランスを考えるとということが目的でございます。

確かに料金の滞納額につきましては1,500万円を超えておりますので、これにつきましては、現年プラスアルファで過年度分を徴収できるよう訪問及び文書等でも通知をしておりますし、振り替えにつきましても再振をかけたりと対応しております。

また、あわせまして、特に口座振替になった方で残高不足が発生している場合とかございます。こういうことについても新たに再振を追ってするとかいうような形で、もしくは訪問するとかいうような対応をとっております。

この水道料金につきましては約25%の値上げということで、先日、数字を申しました。岡本議員さんのほうからもご指摘をいただいておりますように、激変しないような形での取り組みということも検討する中で考えていきたいと思っています。

ただ、滞納額につきましては、小西議員ご指摘のとおり、かなりの額になります。これにつきましては、建設課職員が一丸となって、なお徴収できるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

27年度の滞納の総額を教えてください。そして、28年度は。そして、そのプラスマイナスはどうなっていますか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

27年度につきましては、1,362万813円でございます。28年度につきましては、1,448万5,466円でございます。

水道料金につきましては、差額として約100万円の増でございます。なお、これ

につきましては、26年度に一定の整理をかけさせてもらっております。その整理をかけた後の金額になります。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

単純に数字を聞いておりますと、100万円ふえたということですよね。だから、滞納の進め方にちょっと問題があるんじゃないですか。

ふえているということは、訪問したり、いろんな相談を持ったり、いろんなことをしていないということになってきますよね。相談とかいろんなことをやっていれば、数字は横ばいか減らないとだめですよ。減っていかないと積極的に滞納問題に取り組んでいるとは言えないですよ。そうじゃないですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

数字的には確かに180万円の増になっております。ただ、滞納者の人数につきましては、ほぼ横ばいのことを見込んでおりますので、使用料の使用実態につきましてもう少し調査をする必要があるとは考えております。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

今の状態でしたら、到底、水道料金の値上げの議案が出てきても私は通らないと思っております。革新的に二、三名は必ず反対するだろう。それでも5人以上は立ってくださいと思って進めておられるんですが、見通しは、私、甘いと思いますので、もう少し滞納の整理をし、そしてやっていかないとだめだと思っております。

どの税も財産がありながら納付しない者には差し押さえなどの滞納処分を厳正に対

処しなければならぬと思っております。一方、生活が本当に困窮している方には、法律で納税の緩和措置がありますから、きちっと見きわめて、そして対処してもらっていきたいと思います。本当に困っている方、本当に納めたい方でも納められない状況が起こっているということなんです。このようなたくさんの数字が出ているということは、やはりそれを見きわめて、納税相談に応じて、そしてやっていただきたいと思っております。

次に、町長、前出 茂君が固定資産税のことで2年前ぐらいに若干やられました。固定資産税の0.1%、うちは多いです。本当は1.4なんですけど、うちは1.5もらっております。それでも昭和28年8月15日に水害が起こりました。そして、たくさんのとうとい人命が亡くなりました。ですから、その後、本当に和東町は大変な状況になって、その後、学校建設、そして町営住宅の建設、そしていろんなことが全部ありますが、そして財政再建団体に至ったということになっております。

やはり本当に和東町の大変なときに1.5もらって固定資産税をやっていくということは、私、それが本当によかったと思っております。それで和東町の再建がなったら、それでよかったと思っているんですが、やはり今となっては何十年とたっておりますので、その辺の考え方、いろんなことを一度考慮して考えてもらうということが大事だと思うんです。

そして、私、固定資産税は戦前は国の国税だったと思います。そして、昭和24年のシャープさん、コロンビア大学の教授がシャープ勧告をされました。そして、日本の民主化は地方から民主化をしていかないとだめだということで、シャープさんが税制の勧告をされて、そして固定資産税は各市町村に入るようになりました。うちも固定資産税の割合がすごく高いと思います。2億円近くいくんじゃないですかね。ですから、その中で固定資産税を0.1%下げると1,200万円ほど税収が少なくなります。ですから、その1,200万円がなくなれば、本当に小さい税収ですから、すごく困ると思います。でも、やはり町長、長いこと1%アップしているということは、

ぼちぼち考えなければならない時期に私、来ていると思っているんです。

そして、町村で1.5%とっているところいったら、和東町と京丹波町だけなんですよね。あと、南丹市、亀岡市、宮津市、綾部市、舞鶴市、福知山市、北部のほうのこういうような大きい市だけです。舞鶴は1.6です。それでも周りの町村を見ても、和東町だけがこのようにずっとやっているんです。やはりもうぼちぼち考える時期が私、来ているかもわからないと思っております。

和東町の1.5%は昭和41年ぐらいからずっとやっているはずですよ。一度考えたらいかがでしょうか。やはりまだ1,200万円というのが大事だと思うんですよ。まだ、お思いですか、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

北部のほうでは超過税率をとっている町は京丹波町だけであるわけなんです、多いということでもあります。和東町も28年の水害豪雨からその後の財政再建を図る手段として、超過税率を進めてまいりました。その後、昭和の時代に入って、平成12年、平成13年と、ご案内のとおり、和東町の財政も一旦は戻りましたけども、非常に厳しくなってきました。再建団体一歩手前であります。そのときに財政再建計画を立てたということもありまして、この辺のところの見直しというところには手をつかずの状態で今まで続いております。

今、申されましたように、ちょうどご質問にありましたように、前出議員もかつてここで質問をされました。そのときの答弁で私もさせていただきましたように、確かに超過税率で入ってくるのが1千数百万円、2、300万円とか、そういった数字だと思います。そういったことが今の中で来年からと、そういう時期じゃなしに、前出議員のときにはですね、評価替えと、そういった時点で考え直さなきゃならない、こ

ういうことを答弁させていただいたことを覚えております。そういった答弁もありますので、今もそういう内容で切りのつく時点といいますか、一定のときにやらなきゃならないというようには考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

本当に財政再建団体に入って、昭和39年に終わったんですけど、いろいろ見ておりますと、昭和31年に西和東の小学校の校舎の改築とか、そして湯船の府道の隧道の完成とか、湯船小学校の改築とか、私、見てて思ったのは、昭和37年12月に和東中学の校舎が新しくなって、そして改築されたけど、私、あのとき中学2年生ですから、ちゃんと覚えております。今でも覚えております。ですから、いろんなことがあってやってきて、そして1.5ということはよくよくわかります。でも、町長、これからのほかの町村とのバランスもありますので、その辺、考えてのことで、ひとつ考えておいていただきたいと思っております。

次に、町長、税はこれから日本の未来、そして和東町の未来を築いていくためには、やはり税が一番大事だと思います。そして、それをどのようにして使うのか、やはり町長が執行権があるんですから、使っていただきたいと思います。

そして、少ない税の中で、実りのある小さい投資で最大の効果を上げていただかないとだめですので、やはり実らないところにお金を何ぼ突っ込んでもだめですので、その辺をよく考えて、少ない財源の中から最大の効果を得てほしいと思います。

どうして私がこんなことを言うかという、どこかわかっていただいているんですよ、言わなくても。ですから、町長よく考えて、税の使い道を考えていただきたいと思います。

町長、こんな失礼な質問したら悪いんですけど、町長もよく本を読まれると思う

んですが、私、この前、買ってきた「未来の年表」という本が講談社の現代新書で出ております。河合雅司さんという方です。日本の人口の減少で、そして、どのようなところに税をこれから使っていったらいいか。そして、日本の人口減に対してどのように考えていったらいいかということが書いてありました。この本を読んで、和東町もやはりこういうようなところの取り組みも考え方もしないとだめだと。

この本は今、40万冊は超えていると思います。ベストセラーになっています。ですから、町長も読んでいただいて、和東町の人口減は目に見えております。日本の人口減も目に見えているんですから、もうだんだん来ているんですから、ですから、町長、少ない税を有効に和東町も使っていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

答弁させていただきます。

今、本の紹介もありましたように、人口減、少子高齢化、これは続いているわけですから、将来に合わせたまちづくりをしていかなきゃならないと、こういうことであります。

当然、その実態に合った地域づくりをしていかないといけない。そのときそのときの住民の皆さんの幸せを求めてまちづくりをするわけですから、当然、その時代、その時代に合ったまちづくりは考えていかなきゃならないわけであります。

しかし、私も長期に考える場合と、やっぱり与えられた職務の中で考えていくことも大事でありまして、国の考えることと市町村が考えていくこともあるわけであります。当然、この市町村の小さいサイズで考えるならば、こういった人口減少が非常に著しく進んでいる地域に国はどうするという一面は考えていかなきゃなりませんし、大きく国の段階でいいますと、今、申されましたように、将来に合った、社会に合った形のまちづくりというのか、国づくりを考えていかないと国は消滅すると、こうい

うことでありますので、この辺のところの流れを十分把握しながら、そしてその時代時代に合った施策、その生きた施策をこれからやるということが大事だということに思いました。そのときのそのときの形式的に進めていると大変だと。まちづくりも目的意識を持って地域づくりをしていかないといけないと、こういうことを強く感じたところであります。

今のご質問を機会に、改めて今後のまちづくりにおいても、慎重かつ、そして、やっぱりそれだけではいけませんので、そのときそのときの生きた施策というものを考えつつやらせていただく。バランスを保つというんですか、それも大事だと思っておりますので、今後のまちづくりに生かさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

質問させていただきました。税の担当をされている課長、そして、また職員の方は本当にすればするほど、やればやるほど大変なことだと思っております。どうか公平感を持って、そして納税意欲がなくならないように、そして、一生懸命頑張って収納に努めていただきたいと思いますと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

小西 啓議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時19分～午後1時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

畑 武志議員。

○ 7 番（畑 武志君）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回、私の取り上げましたテーマは、和東町の地域医療の今後についてということで一般質問させていただきます。

過日、参考資料としていただきました相楽医師会 50 年史によりますと、和東町国民健康保険診療所は、昭和 20 年 8 月、当時、無医村であった旧中和東村において、役場の一室に診療所を開設されております。

昭和 22 年 8 月には、現在の場所に木造平屋建ての国民健康保険診療所を新築し、昭和 23 年 10 月には、旧東和東村、中和東村、西和東村 3 村の組合立健康保険直営診療所となり、和東町の発足とともに町立診療所になったということであります。

昭和 39 年 4 月には国民健康保険制度の創設に伴い、診療と健康増進、疾病予防に係る和東町の健康の中心として運営され、昭和 41 年 9 月には、鉄筋コンクリート造り 2 階建ての現在の建物にかえられております。また、町民からは、和東町国民健康保険診療所を国保診療所と呼ぶ一方で、すこやかな、たみのやかた、健民館の名所で広く親しまれているところであります。

こうした歴史があり、住民の健康の中心として運営されてきた診療所ではありますが、町長も承知されているとおり、人口の減少とともに診療所の経営は、年々厳しくなっていると私は感じています。和東町の発足とともに町立診療所となった当時の人口は約 7,800 人でありました。現在の人口はどうでしょうか。4,000 人を下回り、合併当時の半分程度になっています。

堀町長は就任当初から、公立の診療所は地域医療の確保という面からも経営状況のよし悪しにかかわらず必要であり、今後も国保診療所を存続される立場であると私は理解しております。

そうした点を踏まえ、一般質問をさせていただきます。

最初に、診療所の職員体制について質問させていただきます。

診療所の医師、薬剤師については、それぞれ特例であり定年延長により勤務されていると聞いているところであり、来年度以降の医師、薬剤師の雇用はどのように考えておられるのか、また、退職された後の人員確保はどうされていかれる予定なのかをお聞かせねがいたいと思います。

次に、地域医療を充実させるために平成28年6月より毎月2回、京都山城総合医療センターから院長を初め専門医の勤務支援を受けられておりますが、来年度以降の支援体制の充実とその見通しをどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

3点目でございます。人口4,000人を下回り、町内には他に二つの個人診療所が開業されており、診療所の経営はさらに厳しくなると思われます。和束町国民健康保険診療所を初めとした地域医療を維持していくための方策をどのように描いておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

これまでの3点の質問につきましては、住民サービスの確保の観点からの質問でございました。最初に申し上げましたとおり、現在の診療所の施設は、昭和41年9月に完成された施設であり、約51年経過し、この間も何度かの増築、また改築が行われており、耐震補強等はできていない状況であります。

平成23年に計画された和束町第4次総合計画では、先ほど質問させていただきましたが、地域医療充実のため国保診療所の医師確保を図るとともに、老朽化が著しく、地域医療の将来像とあわせて、診療も可能な総合保健福祉センターの整備の推進と計画に記載されております。

総合保健福祉センターの建設のめどは、第4次総合計画に掲げられている総合保健福祉センターの完成年度、そして規模、また場所についてどのように検討されているのか、センター建設に係る財源の確保はどのような見通しをされているのか、町長並

びに担当課長に明確な答弁を求めたいと思います。

以上、答弁をお聞かせいただいた後、自席で再質問いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの畑議員の和東町の地域医療の今後についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、和東町国民健康保険診療所の次年度以降の運営体制について、まず一つは、医師・薬剤師の雇用関係についてをお答えさせていただきます。

現在、国保診療所の常勤医師は桐山所長 1 名でございます。桐山所長は、和東町一般職の任期つき職員の採用等の条例に基づき、平成 28 年 4 月から 2 年間の任期つき職員として任用しており、本年度末に任期満了となります。しかし、同条例及び地方公務員法の規定により、さらに 3 年間の任期更新が可能となっていることから、この規定を適用し、引き続き診療所長に任用させていただき、常勤医師の確保を図る予定でございます。

薬剤師につきましては、ご案内のとおり久保事務長が兼務しております。久保事務長は昨年度末で定年となりましたが、職員の定年等に関する条例には、当該職務が高度の知識・技能または経験を必要とする者であるため、その職員の退職により公務に著しい支障が生ずると認められるときは引き続き勤務させることができるとされており、その規定を現在適用しております。この勤務延長制度は 3 年を超えることはできませんが、来年度も引き続き任用させていただき、薬剤師の確保を図る予定でございます。

次に、京都山城総合医療センターからの支援の充実についてをお答えさせていただきます。

京都山城総合医療センターからは、質問にもありましたように、平成28年6月から毎月第2木曜日、第3金曜日に医師を派遣いただき、診療の支援を受けております。先ほど山城病院組合の報告がありましたが、いわゆる、今、山城病院においては、地域医療支援病院に指定するよう京都府に申請し、本年度でその指定を受けているところであります。そうした背景から、和束町としてはこの支援を受けていきたいと、こういう立場で事務を進めてまいりました。

しかし、山城総合医療病院側とすれば、常設というわけにはまいらない。1年1年の契約・協定行為に基づいて支援をしていただいていると、こういう状況にあります。そういうことをもって、ことしも引き続き延長といいますか、1年間、またこうした医療センターの支援を受けていきたいと、こういうことで進めてまいりたいと思っております。

こういったことにつきましては、私は、やはり1年1年やなしに、山城病院が急性期病院として、やはり医師には地域によって偏在があるわけですから、そういったことをきちっと支援していく、そういう病院であるべきだというように日ごろから主張しておりました。山城病院の中でもその主張を強くしているところでもあります。それに基づきまして、今後、私は、延長というんですか、これからの延長も申し上げていきたいと、そのようなことで進めていきたいと、このように思っているところでございます。議員各位におかれましてもご支援を賜りたいと、このように思います。

次に、第3の地域医療を維持していくための方策についてをお答えさせていただきます。

今後、本町の人口は4,000人を割ると推測され、逆に、65歳以上の高齢者が占める割合は増加の一途をたどるだろうと考えているところであります。

そうした中、国保診療所の運営は厳しい状況になることも予想され、財政の健全化を維持しながら地域医療を確保する方策を探る必要があります。このことは行政が担う地域医療の必要性和住民が安心して暮らせる町として、公的な医療体制の維持・継

続を図ると考えているところでございます。これは先ほどご質問の中にも、診療所は和束町で非常に重要な医療施設、このように位置づけているところであります。それに国保診療所は1次医療機関として、住民の診療・治療に応え、2次医療機関として地域医療支援病院の京都山城総合医療センターを初め、近隣の医療機関とより一層の連携を深めることを最重要と考えているところでもあります。そして、町の保健予防や福祉、介護関係との連携にも寄与していく方針でもあります。

なお、今後の国保診療所の運営が予想以上に厳しい状態が続くようであれば、地域医療の存続可能な運営方法と町の規模に応じた医療体制を前提に協議を重ねていく必要があると考えているところでもあります。そして、これから先、柔軟な考え方を持って検討していく、このことも大事であろうというように思っております。

次に、保健福祉センターの建設のめどはというご質問でございまして、第4次総合計画に掲げられている総合保健福祉センターの完成年度、規模、場所についてはどのように検討しているかについて答弁させていただきます。

総合保健福祉センターの整備の推進につきましては、和束町第4次総合計画後期基本計画では、総合的な保健医療の中核施設として、国保診療所と保健福祉センターの新設を含む総合保健福祉センター整備を、また和束町過疎地域自立促進市町村計画においても、地域医療体制の一体化のため総合福祉センターの整備を検討し、充実を図ることとしております。

現在の検討状況でございますが、まず、考えなければならない最も重要なことは、持続可能な財政運営を前提とした施設でなければならないということであります。人口減少や少子高齢化が続いていくことを踏まえ、施設の規模縮小化や集約化、複合化を含め、担当課に基本的な考え方の整理をするよう指示しておりますので、このことにつきましては担当課長から答弁させていただきます。

センターの建設予定地につきましては役場周辺を利用したいと考えているところであり、組織内での検討委員会、有識者、住民の方々に協力をいただき、総合保健福祉

センターの建設に向けて町全体としての計画を策定していく必要があり、平成30年度内には具体的な計画を進めていきたいと考えております。

続きまして、センター建設に係る財源はどのように見通しているのかについてでございます。

担当課を通じて京都府等に補助金・交付金等について問い合わせをさせていただき、施設整備に係る制度については一定の条件がありますが、道路や橋梁などの整備で交付される社会資本整備総合交付金の一部対象となることを聞いております。建設に係る財源については、地域福祉基金、国の交付金、起債ではありますが、過疎債を活用させていただく計画でございます。

なお、詳細については担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、畑議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

私のほうからは、（２）保健福祉センターの建設のめどは、①第4次総合計画に掲げられている総合保健福祉センターの完成年度、規模、場所についてはどのように検討しているのかの基本的な考え方の整理について答弁させていただきます。

町長が先ほど答弁させていただきましたように、和束町のまちづくりの基本計画に基づき、現課で現在整理をさせていただいているところでございます。

まず、総合保健福祉センターの業務でございます。

センターにおきましては、福祉医療の一体的施設ということで、先ほどありました和束町国保診療所の診療所業務、そして子供の健診等の業務、高齢者の地域包括支援センター、そして社会福祉センター、社会福祉協議会の一元化を考えているところでございます。

また、施設の集約化でございますが、和東町国民健康保険診療所、和東町社会福祉センター、和東町老人福祉センターの機能を有する施設で検討を進めていきたいと思っておりますのでございます。

次に、センターの建設に係る財源はどのように見通しているかについての答弁をさせていただきます。

補助金関係でございますが、診療所施設整備に係る補助金につきましては、和東町内に医療施設がもう既に存在していることから、対象になることは難しい状況であると京都府から聞いておるところでございます。しかしながら、町長が申し上げましたように、交付金につきましては社会福祉施設でございますが、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として、地域課題の解決に向けたまちづくり事業に交付金が交付されるというものを利用させていただきたいと思っております。

また、地域福祉基金につきましては、平成28年度末で約2億4,200万円を積み立てさせていただいておりますので、それを活用させていただき、また借入金であります。過疎債も建設費に充当させていただく計画で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私の畑議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志君）

それでは、再質問を行います。

今、いろいろ答弁をいただきました。その中で、まず最初に診療所でございます。

現在、この職員については看護師が4名、うち町職員が1名、嘱託職員1名、臨時職員2名、また事務におきましては3名、そのうち町職員が1名、臨時職員が2名の

7名と聞いておるわけでございます。

これに対しまして、診療収入に対し、いわゆる民間の診療所と比べてこの人件費に係る費用は多いのか、少ないのか、町長、ひとつこの答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

診療所につきましては、今、ご質問がありますように、一般会計から一定繰り出しをしていくということもあります。

これは先ほども答弁させていただきましたように、和束町の国保診療所の果たしている役割というのは、住民の診療・治療に加えまして、いわゆる2次医療機関として地域医療支援病院、この山城病院とともにやっていくと。

山城病院が急性期病院になっておりますから、1次診療の確保、そして公的の確保というのが非常に住民の安心・安全から考えて大事だというふうに考えておりまして、一定の割合を一般会計から繰り出ししておりますが、今、ご質問がありますように、その限度があるということも考えております。しかし、限度があるといっても、これをなくすわけにはいきません。先ほど答弁させていただきましたように、いわゆる厳しい状況が続くようであれば、存続可能な、持続可能なあり方というのを検討していかなきゃならない。

これはいろいろな手法があろうかと思います。先進・近隣地でも、精華町でもやっております。いろんな方法があろうかと思いますが、この手法についてはこれから十分、そういう時点が起こるようであれば、そうしたことも含めて検討する必要があると思いますが、今、当面、診療所の先生も頑張ってくださいとおる。

ご質問の金額も一定の範囲と、去年よりことしのほうが低くなっている。こういう状況でもあり、非常に頑張ってくださいしております。そういうことを踏まえて、基本

的には今の運営のあり方を基本として、厳しく状況が続くようであれば柔軟な対応もやむなしと。それも前提は国保診療所を存続させていく、こういう観点から考えていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志君）

先ほどの町長の答弁の中で一般財源から今年度は1,000万円持ち出し。この1,000万円については一般財源から持ち出すのもおかしいやないかと、こういうご意見もあることは私も重々聞いております。

しかしながら、この診療所については潰すことはできないと思うんです。民間の医療機関が今現在のところ二つあります。されとて、あと10年すれば人口が発足当時は国勢調査で昭和22年では7,400人、それから昭和40年、これも設備、設備の年ですけど、その当時で6,500人、そして現在が4,000人を切ったというような状況であると。そうすると、あと10年すれば人口は基本計画に維持していくと、そのようにうたわれておりますが、なかなか難しい問題。そうすると、現実的に4,000人を切り、2,000人前後になると。

そうした中で、民間の診療所はやめるといような形もできてこようかと思うんです。そのことによって和束町に診療所がなくなるということは大変な問題です。だから、一般財源から持ち出すのは、これは今後はどんどんその金額は下げていかなくてはならないと、これは今のところやむを得ないかなと、このように思うんです。

それともう一つは、先ほど町長が精華町の例を出されました。あそこは官が建てて民がやっていると。今、武田病院がやっていると。いずれこうした形にもなってくるんじゃないかと、これは私の思いですけど、そうなってくるんじゃないかなと、こういう思いもするんです。だから、これからのまちづくりというか、医療については非常

に難しい段階に来たのかなというように、私はこのように思っています。

町長は先ほど言われましたけど、まさしくそのとおりだと思うんです。この点、お願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

第1に、やはり1次診療としての医療機関があると、存続させるというのは住民にとって非常に大事なことであります。

畑議員も先ほどのご質問で、診療所が中和東村から生まれて、ずっと今の状況を質問の中に紹介していただきました。その当時、診療所が必要だということで今まで存続しているんですけども、当時、医療機関として和東町内には三つの開業医さんがおられた。湯船、東和東、におられました。診療所は続いておりますが、これが全てなくなりました。今、二つの医療機関が入っていただいておりますが、これは新しく入ってきていただいたと、こういう医療機関である。現在、歯科医を入れまして4医療機関と、こういうことになっていると。

しかし、これもやはり核としては和東町の国保診療所で公立で開設しないと住民には安心・安全という意味で考えたときには、やはり大事なことだと思っております。医療の流れが大きくかわりました。いわゆる今までは並列の医療機関と。山城病院も同じく状態でした。今、山城病院、先ほどからも答弁させていただいておりますが、急性期病院。いわゆる1次診療から次、2次診療。いわゆる1次診療で受けってもらえないと、直接受けってもらったら初診料が高いとか、断られるとか、そういう状況が起こりますから、どうしても1次診療を確保していかなきゃならない。そのときの中心となるのが、私は国保診療所であろうというように思っております。

先ほども答弁させてもらったように、繰り返しになりますが、和東町のまちづくり

にとって診療所をなくすということは絶対できない存在にあると私はあるというふうに思っております。しかし、厳しいときにはどうなるかと、こういう話もありましたけれども、やはり和束町の今、国保診療所でやっておりますのは、住民の診療だけやなしに、いろんなことをやっております。いわゆる介護関係とかですね、町の保健予防とか連携してやっている。いわゆる町のまちづくり、健康づくりからかかわってもらっている。だから、そういうのを入れますと、先ほど1次診療は大事だというのと町民の健康づくりという観点から許容範囲があると思うんですね。

先ほどもご質問がありましたように、一般から繰り出していく。しかし、限度を超えてくる中ではですね、限度を超えても維持せんならんとなれば指定管理者と、いろんな手法があると思います。その辺は第二次的に検討していくべきだと思いますが、まず当面は、今の診療所を維持していく。お尋ねをいただきましたように、一般会計の繰り出しも含めて維持していくと、こういう考え方で臨んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志君）

わかりました。

次に、京都山城総合医療センターの支援でございます。

町長が来年度もひとつお願いするということであろうかと思います。また、答弁もいただきました。ところが、去年の28年度と若干状況が変わっております。町長もそれは理解されております。当然、その状況が変わっている中で、相楽の医師会、それから、いわゆる二つの診療所のこの間の協議、これは大変大事なことであります。ボタンのかけ違いがないようにこれから準備していかななくてはならないと思うんです。これについての町長の思いなのか、これからですけど、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁させていただきましたように、今、山城病院とは連携しながら医師の派遣をいただいておりますというのが実情であります。これも背景としては、やはり1次診療を確保していかないといけないということで、山城病院が2次診療であるんだったら、やっぱり地域の支援病院として果たす役割が大きいんじゃないかなろうかと、こういう観点から申し上げてまいりました。

先ほどの事情というのは、その当時お願いに行くときには、和束町の場合は一つ減った、厳しくなったときであります。そういうときの理由に強く要望してやりました。

だから、先ほども言いましたように、一旦支援するとずっと続くという問題ではなく、1年1年様子を見てやりましょうというのが現状の協定で結んでいる内容であります。ことしも要請をしていかなきゃならない。先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

ところが、去年の理由よりことしの理由はちょっと厳しいものがありますが、ここは強く主張して、要請をしてまいりたいと思います。

といいますのは、先ほど朝からの委員長報告にありましたように、京都のほうはですね、今の山城病院がいわゆる地域医療の支援病院として指定されておると。そうなれば、こうした医師の偏在のある地域を積極的に公立病院として支援していくべきじゃないかなろうかと、こういう立場で強く主張していきたい。近く院長ともお会いするわけであります。そういうことで要請してまいりたいと。続けて、こういう協定を結ぶような形で努力してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○ 7 番（畑 武志君）

山城病院の第 3 次総合計画の改革プランの中にもね、東部町村医療支援ということであつております。これは 30 年度までです。延長させていただいていると。しかし、残念なことに、夜間診療はないということで、働いている人がなかなか行けないというような現実の話も聞いております。これはかなり難しいところもあるかと思います。しかし、今年度来ていただいたやつが、町長が言おうとしている事情は私わかるんですけど、やはりこれについては強力な支援をいただくという形で、一刻も早く取り組んでいただきたいと、このように思うんです。

もう一回だけ、その熱意だけお願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今週にも山城病院の院長とお会いする日を決定いたしております。その場で強く要請をしまいたいというふうに思っております。

私も 28 年度から続いている支援制度で住民の皆さんから非常に好意を持って見ていただいておりますと、こういうことでもありますので、ここは努力してまいりたいと、このように思っておりますので、その点、またご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○ 7 番（畑 武志君）

よろしくお願いいたします。

次に、診療所の経営規模、これは当然コンパクトであるべきだと思います。今の現状は、これは耐震にもかかりません。私、社会福祉センターもかからないと思います。当然、これはこれからやりかえていかなくてはならないと思っております。

町長は、1期目は今までの前町長の立て直しというのか、そういうことで力を尽くされました。2期目は道の駅、それから3期目、4期目と、今年度は一つの大きな一丁目一番地のトンネルも一応めどもつきました。今度は与えられた責務は、私は診療所の建てかえと思うんです。

先ほど答弁いただきましたように、当然、コンパクトであるべきであって、診療所を兼ねて社会福祉センター兼ねて、四つのそういう要素を兼ねたものであると、このように訴えておられました。そして、役場周辺というところまで町長の思いがあったわけです。私も、これは中心部だからこのように思います。

しかしながら、この中心部があって、社会福祉センターは災害避難所の一つの場所にも設けられております。ところが、私、不思議でならないのは、和束川より下なんです。当然、南側の下なんです。南側のほうが高いです。それがこの診療所になっていくということで、これは川幅が広うなりましたから、想定外の水はないやろうと、このように思うんですけど、ただ、今度は医療センターとなるとね、一段上がったようなことしかぐあい悪いんじゃないかなと、こういう私の思いをするんです。

また、今の診療所に同じようにするなら、その間の医療体制はどうするのか。これは大きな問題が出てくるんです。その点の町長のお考えはいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど挙げていただいた課長も答弁がありました福祉センターとか、診療所とか、こういったところは現在耐震の整備は入れておりません。そういうことで建設を前提として今、進めているわけであります。

それと、もう一つ、前後して申しわけございませんが、診療所の業務をやめてそこへ建てるというのは非常に難しい問題がございます。だから、今、診療所のあるところ

は別にして、隣接地ということで、今、検討していますから、建つまでの間は開業できると、こういうことで安心していただけるものだと思っております。

それと、今、社会福祉センターというのは避難所の前、避難所にも指定しております。そういうことで後退することなく、そういった状況も踏まえて、先ほど申し上げましたように、検討委員会等でご質問がありましたように、いろいろなことを留意しながら検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをひとつよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志君）

当然、私の思いと町長の思いは同じかなと、このように思うんです。

もう一つはね、今、高齢化率が42%となってまいりました。その中でね、この間、私、診療所で診察を受けたときにこういう話を聞いたんです。

もうこの年になったら行くところもなくなったんですと。例えば、若いところへ遊びに行ったら仕事の邪魔になるから行けないと。されとて行くところがないんです。だから、この中心部に集まれる場所をつくっていただくことはできないのか、当然の話と思うんです。せめてここまでぐらいただったら車で来られると。しかし、そこから向こうは車に乗るのも恐いと、これは切実な思いだと思うんです。その中で、将棋したり、囲碁したり、いろんな井戸端会議の雑談したりと、そういう場所が欲しいんですと、こういうお話をされておりました。なるほどなと私も同感したんです。

これから計画するときには、やはりそういうことも踏まえた中で当然考えておられると思います。これも一つ要望しておきたいと思います。

それと、もう1点、当然、この施設につきましては、平成30年度をめぐりと町長がおっしゃいましたけども、これはやはり専門の専属職員をつけなくてはだめですよ。住民と一緒に中であつたら、これに対して専属の職員をつけてやっていかなく

てはだめだと思います。これは私の考えです。町長の考えはどんな考えかわかりませんが、一つお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご質問にありました１点目ですけれども、公共施設、そういったところで住民と一緒に利用してもらえる、いわゆるカフェ的な存在、また、ふれあいの的なできるような場所、これは高齢化を迎えているまちづくりとしては重要なことであろうと思っております。

今現在、既設のところでも、いわゆるグ린ティのところ、あつこもそういう意味で利用していただければありがたいと思います。観光案内所もそういう利用もしていただけたらありがたいかと、このように思っております。

当然、今、ご質問ありましたように、いわゆる建てる場所の公共施設、いわゆるセンター的なところにそうしたものを持たせるというのも大事なことだろうと思いますが、こういうことも今、ご質問いただきました内容を十分踏まえながら、今度３０年とするにつけてですね、計画の段階で上げていきたいと、そのように考えますと、今、ご質問がありましたように、専任を置いて検討していくべきだと、非常に理解できる話だと思っております。その方向で、できる限り努力をしてまいりたいと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○７番（畑 武志君）

最後になろうかと思います。

先ほど財源の話をされておりました。福祉課長ですか、社会資本整備資金ですか、

これしかないというように私はそのように取りました。

当然、過疎債・起債を使った中でも最小限な中でコンパクトであるこういう施設を要望いたします。それについてもう一回、最後、答弁いただきたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、総合保健福祉センター、私どもで考えています規模でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、国民健康保険診療所 8 9 2 平方メートルございます。和東町社会福祉センターが 7 6 8 平方メートル、そして和東町老人福祉センターが 8 3 2 平方メートル、合わせて 2, 4 9 2 平方メートルの施設でございます。

町長が申し上げましたように、やはりコンパクトである集約化という形で考えてみますと、7 割程度の施設にしなければならないというふうに考えております。施設につきましては、1, 8 0 0 平方メートルから 2, 0 0 0 平方メートルの規模が望ましいのではないかと考えておるところでございます。

また、町民交流センター的な機能、やはり町長が申し上げましたように、それは当然必要だと考えているところでございます。社会福祉センターの機能を持っていますんで、やはり多目的ホールというホールが必要になります。また、高齢者の方々が趣味やカフェ的な事業を行うような和室、そして交流ホールという形で住民の方々に開放できればなというふうに考えているところでございます。一定、既存の施設の 7 割から 8 割程度の施設にする。

なお、交付金につきましては、社会資本整備交付金都市再生整備計画事業ということで、旧のまちづくり交付金事業でございます。なかなか採択には難しい面、また予算的にも要望どおり通らない面はございますが、やはり町長が申し上げましたように、

まずは計画を策定して、どのような町づくりを進めていくのかという観点に基づいて住民の方々と検討しながら、できるだけ費用を抑えながら、また、ある過疎債も含めて活用しながら計画を練っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

畑議員。

○7番（畑 武志君）

福祉課長、前向きな答弁をいただきました。町長、今回の質問、非常に前向きな答弁をいただきましたので、これについて前へ進んでいただきますよう、ひとつよろしくをお願いいたします。

終わります。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

再度になりますが、こうした具体的な計画につきまして、今もありましたように、30年度内に立てていきたいと思っておりますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願いいたしますして答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

畑 武志議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後2時30分まで休憩します。

休憩（午後2時19分～午後2時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

第1に、介護保険の改定について質問いたします。

2000年の制度開始以来6回目の改定となりますが、改定のたびに保険料の値上げや介護サービスの削減が繰り返され、当初から心配されました「保険あってサービスなし」の事態が進行しております。次期改定もさらなる負担増やサービス後退が懸念されておりますが、これ以上の負担増やサービス後退は許されません。

その立場から3点伺います。

1点目は、次期の介護保険料がどうなるかであります。

来年4月からの保険料の見通しはどうお考えでしょうか。和束町の保険料は府内でもトップクラスの高さであり、値上げは絶対にすべきではなく、むしろ値下げこそ検討し実施すべきであると思います。答弁をお願いします。

2点目は、訪問介護、いわゆる生活援助の分の訪問介護の利用制限の動きについてであります。

政府・厚労省は来年度から、買い物や洗濯・食事づくり等の生活援助のホームヘルプ利用に制限をかけ、ヘルパーの専門性をも弱めるなどの方針ですが、これは必要なサービスを奪い、質も後退させるもので、到底容認できません。町として政府の方針に反対し、撤回を要請すべきはないでしょうか。また、仮に利用制限などが導入されたとしても、利用者の立場に立ち制限を行わず、利用者の実態に沿った対応をすべきです。明確な答弁をお願いします。

3点目に、町独自の保険料、利用料の減免制度を今こそつくっていただき実施すべきと考えますが、この点についても答弁をお願いします。

第2に、災害対策について伺います。

ことしも北九州水害など全国的に大きな災害が発生し、10月の二度にわたる台風通過は本町でもさまざまな課題を浮き彫りにいたしました。それらを踏まえ、今回は

2点について質問いたします。

1点目は、災害用マンホールトイレの設置の検討を求めたいと思います。

一定期間の停電や断水などが想定され、その中での避難生活が余儀なくされる大規模災害の際に大きな課題の一つとなるのがトイレの確保の問題です。この点で最近注目されているのが、下水道施設を利用したマンホールトイレで、ぜひ本町でも設置を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、ハザードマップの「見える化」、避難所等への誘導表示の改善を求めます。

マップ上で示されている河川氾濫時の浸水範囲や水位、地震による被害想定、土砂災害の危険地域などを街頭、地域で見えるようにすることで、災害や避難への意識を高めることにつながるのではないのでしょうか。また、現在の避難所等への誘導表示は大変わかりにくく、改善が必要と考えます。あわせて答弁をお願いします。

次に、シルバー人材センターの創設について伺います。

この間、シルバー人材センターにつきましては、今年度開設された相楽東部未来づくりセンターにおきまして検討しているとのお話がありましたが、現在の検討状況はいかがでしょうか。長年の懸案になっているシルバー人材センターであります。来年度から稼働できるよう早期の創設を改めて求めたいと思います。明確な答弁を求めます。

最後に、子育て世帯への経済的負担の軽減について伺います。

この点につきましては、ことし6月議会も含めまして繰返し要望しておりますが、今回改めて三つの点について伺います。

1点目は、子供の医療費助成について、町長は9月議会で18歳まで拡充する意向を表明されましたが、明確な時期や内容につきましては触れておられません。この点につきまして明確な答弁を求めます。

2点目に、子供のインフルエンザ予防接種補助の対象拡大、補助額の増額を改めて

強く求めます。この間、多くの子育てに取り組む皆さんからも、小学生や中学生も対象にしてほしいとの声をお聞きしております。予算的にも十分対応できるものではないかと思います。ぜひとも前向きな答弁をお願いしたいと思います。

3点目に、高校生通学費補助につきまして、改めて全額補助への改善を求めたいと思います。

6月議会でも取り上げましたが、和東の高校生の通学負担の重さは異常なレベルであり、躊躇なく直ちに是正すべき問題ではないかと思います。明確な答弁を求めたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員よりいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、介護保険料の改定についてであります。

次期の介護保険料について、来年4月以降の保険料の見通しはについて答弁させていただきます。

和東町では、現在、平成30年度から平成32年度の3年間の介護保険料の基礎となる和東町第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定しているところであります。いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、後期高齢者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれており、国の見える化システム及び京都府の指導をいただきながら進めているところであります。

保険料の見通しにつきましては、現在、住民の方々が利用されている介護サービス給付の内容を推計し算出いたしますが、今回の介護保険法の改正により第1号被保険者の負担が22%から23%となりますので、現在の介護保険料基準月額5,950円に置きかえますと、月額250円程度の負担がふえるということになりますので、

ご理解をお願いいたします。

次に、値上げは絶対せず、値下げこそ検討についての質問でございます。

今、申し上げましたように、法改正により第1号被保険者の負担が23%に引き上げることや要介護の認定を受けてサービスを受けられる方がふえる見込みでありますので、値下げの検討は難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

次に、2番でございますが、訪問介護、いわゆる生活援助の利用制限の動きについて。

利用制限を進める政府の方針に反対し、撤回要請をについてでございます。

この質問は、厚生労働省の平成30年度介護報酬改定に関する社会保障審議会介護給付費分科会で審議されている内容でございます。厚生労働省により示されているのは、介護保険制度の安定性、持続可能性を確保するために全国平均利用回数等を基準として訪問介護、いわゆる生活援助中心型について、市町村がケアプランを確認するとともに、地域ケア会議において検証を行うこととされているもので、来年10月からの施行を念頭に議論されているとのことであります。

介護サービスについては、住民の方々からいただいております介護保険料により運営されていることから、介護サービスの適正化の面では理解できるものであります。

次に、仮に導入されても利用制限を行わず、利用者の実態に沿った対応についてでございます。

通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護、生活援助中新型につきましては、地域ケア会議の委員、これは医療機関、介護支援事業所、社会福祉法人代表などで構成されておりますが、こういった委員により検証を行い、適正なサービスを提供するものであると認識をしておりますので、市町村の判断のみで左右されるものではないと考えております。

次に、独自の保険料、利用料の減免制度の創設をについてでございます。

介護保険制度におきましては、収入が少ない低所得者の方々へのサービス利用に係

る負担軽減制度が設けられていますので、和東町独自の減免制度につきましては、今のところ考えておりません。

そのほかの質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、ご質問大きい2番でございますが、災害について答弁を申し上げます。

最初に、災害マンホールトイレの設置検討をについてでございます。

大地震など甚大な災害に見舞われた被災地では、避難者数に対してトイレが不足することに加え、断水や停電などで水洗トイレが使えなくなり、劣悪なトイレ環境になるケースが多く見受けられます。飲料水は給水車などにより比較的早期に確保できますが、トイレに流す水までは災害発生初期は手が回らないことが想定されます。災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われることは身体・精神の両面から健康被害へつながることになります。災害用トイレとしては仮設トイレの普及が進んでいますが、東日本大震災では、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに4日以上を要した事態が約7割となっています。

ご質問にありますマンホールトイレは、仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につながっていることから、くみ取りの必要がなく、日常生活に近いトイレ環境が確保できるものであり、熊本地震でもその有効性が改めて認識されたところであります。

本町におきましては、簡易トイレの備蓄を計画的に進めておりますが、よりよいトイレ環境をつくるにはマンホールトイレの整備も重要であることから、その整備を検討しているところであります。

具体的には、指定避難所である和東小学校へのマンホールトイレの整備を進めるべく、平成30年度予算に整備に係る実施設計業務費用を計上させていただくことを検討しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

2番の「ハザードマップ」の「見える化」、避難所等への誘導表示の改善をにつきましては、担当課長から答弁させていただきます。

次に、大きな３番のシルバー人材センターの創設についてであります。

その一つであります、東部３町村でのセンター創設に向けた動きの現状はについて答弁いたします。

相楽東部３町村でのシルバー人材センター共同設置に向けては、相楽東部未来づくりセンターで本年４月より検討させていただいており、南山城村シルバー人材センターの運営状況や笠置町社会福祉協議会での高齢者就労事業、和束町社会福祉協議会の軽度生活援助事業者等の業務内容を確認させていただきながら協議を進めているところであります。

南山城村では、村内で営業されているホテルの経営作業や植木剪定・草刈りが主な業務で、笠置町では植木剪定や高齢者宅での掃除などの家事援助、和束町では植木剪定や草刈り、病院の通院時の付き添いなどの業務に従事されているとのことでございますが、３町村合わせて仕事の量が少ないため、相楽未来づくりセンターでは仕事量の確保に向けて３町村での業務資源の調査も合わせて現在行っているところであります。

しかしながら、新しく開発があり、住宅地が造成される見込みも低く、人口も減少している中でそれぞれの町村の仕事量というのは限度があります。３町村のそれぞれの既存事業、シルバー人材センターに業務をお願いすることは、今、従事されている方々の雇用などをどうするかなどの課題も解決しなければなりません。センター設置に向けて努力している状況でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、来年度から稼働できるよう早期創設をについてでございます。

今、申し上げましたように、仕事量の確保、雇用形態の課題等を解決していかなければならないことから、現在のところ、引き続きこうした協議を進めていきますが、来年度当初からということになれば、３町村のシルバー人材センターは難しい状況でありますので、この点、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、大きい４番、子育て世帯への経済的支援の充実をについてお答えいたします。

まず、子どもの医療費の充実についてであります、さきの9月議会で一般質問をいただき、生き生きとたくましく健やかに育つ環境づくりに資するという観点から、早期実現に向けて作業に取り組むと答弁させていただきました。そして、早速、担当課に指示し、担当課において作業を進めているところでございます。

質問の中で、すぐにでもできるのではないかとのご意見もいただいておりますが、機関係業務システムや国保連合会のシステムの改修が必要であり、その費用について、新しい受給者証の印刷も含めまして、今回の一般会計の補正予算に計上させていただいておりますので、ご承認賜りたくお願いいたします。

また、これと同時に並行的に、京都府医師会、歯科医師会、薬剤師会等との調整が必要であり、担当課におきましては、主に後方的な部分で連絡をとり合っているところでございます。こうした調整を得まして、来る3月議会におきまして条例改正をお願いし、ご承認いただきましたら来年、平成30年4月診療分から実施できるものと考えております。

なお、助成内容でございますが、現在、中学校卒業まで拡充しているものと同じく、入院・入院外とも京都府内の医療機関であれば自己負担なしで受診できるものとする、また期間は18歳を迎えた後、最初の3月31日までを有効期間として、高校生であるかどうかは問わないこととする予定であります。

次に、インフルエンザ予防接種補助の対象拡大補助額の増額をについてお答えをさせていただきます。

岡本議員からは以前にも質問をいただき、インフルエンザの予防接種は1994年の予防接種法の改正により定期接種から任意接種になった経過があり、和東町においては、小学校就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ脳症の重症化を防ぐとともに、抵抗力の弱い幼児がウイルスに感染しても比較的軽症で済むようにと助成事業を実施させていただいたと答弁させていただいております。

子育て世帯への経済的負担の軽減事業としては、子供の医療費の実質無料化を行っ

ております。

また、補助額の増額につきましても、ワクチン単価が値上げとなっておりますが、予防接種費用についてはかかりつけ医により差がありますので、引き続き、現行の助成事業により実施してまいりたいと思っております。

次に、高校生通学補助金を全額補助に改善をのぞき、ご質問にお答えをさせていただきます。

高校生の通学補助の充実につきましては、ことしの6月議会にも岡本議員からご質問いただき答弁させていただいており、相楽東部3町村と京都府とともに平成29年3月に策定したJR関西本線、これは加茂以東でございますが、沿線地域公共交通網形成計画に基づき、定期券購入補助制度の拡充等を検討しているところであります。

若年層の人口流出を抑制するには、和束町に居住しながら区域外の学校へ通学しやすい環境を整えることが非常に重要なことであると認識しております。京都府並びに笠置町及び南山城村と連携し、この取り組み内容の具現化を諮ってまいりたいと思っております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

岡本議員のご質問に答弁させていただきます。

最初に、2. 災害対策についての（2）「ハザードマップ」の「見える化」、避難所等への誘導表示の改善をのぞき、ご質問にお答えいたします。

ハザードマップにつきましては、過去に紙ベースで各戸配布させていただき、その周知を図っているところでございます。また、ホームページにも掲載させていただいております。

本町においては、土砂災害や洪水災害の発生が一番危惧される場所であり、ハザードマップの周知が被害軽減につながることから、さらなる周知手段が必要であるという認識を持っております。

洪水災害を例にとりますと、日本では、これまで各地で大洪水が発生すると、石碑の建立や水位標の設置などによって洪水痕跡を保存し、地域の記憶として水害の経験を後世に伝える取り組みがなされており、本町におきましても、昭和28年の南山城大水害の慰霊碑と水位標が設置されております。

しかしながら、こうした過去の被害状況を知っている住民はほとんどおられないのが現状で、自分の住んでいる地域の想定浸水深など危険情報を知らないことが多いと想定されます。

こういった中、ハザードマップのさらなる周知を図るため、全国では浸水深や避難所等に関する情報を関連標識として生活空間である町中に表示することにより、日常時には洪水等への意識を高めるとともに、浸水深や避難所等の知識の普及を図り、発災時には、安全かつスムーズな避難行動につなげ、被害を最小限にとどめる「まるごとまちごとハザードマップ」の作成に取り組んでおられる自治体もございます。

本町におきましても、今後、「まるごとまちごとハザードマップ」に基づいた標識の作成に向けて研究し、住民の方々のより一層の安全を確保してまいりたいと思っております。

避難所等への誘導表示の改善につきましては、かねてから岡本議員からご質問等を受けております。避難所の位置につきましては、住民の方々はほとんど把握しておられますが、滞在者や観光客などの方が正確な位置を知ることは困難と想定されます。また、外国人の来町者も年々増加していることから、多言語表示の必要性も生じております。こういったことから、現在の誘導看板のほかに先ほど申しあげました町中標識により対応できるようあわせて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、４の子育て世帯への経済的支援の充実を、（３）高校生通学補助を全額補助に改善をについてお答えいたします。

奈良交通バスの定期代の２分の１を助成させていただいております高校等通学費補助金交付制度の利用者につきましては、平成２８年度は延べ１３１人で、補助金合計額は２０７万４,０００円、平成２９年度は１１月現在で延べ７４名で、補助金合計額は１５２万２,０００円となっております。奈良交通和東木津線は、その運賃収入に占める定期券の割合が非常に高く、通勤・通学の手段として非常に重要な役割を担っております。

こういった状況を踏まえ、町長の答弁にありましたとおり、公共交通機関を用いた通学に対する定期券購入補助制度の拡充施策について関係機関との協議を図り、具体的施策の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

引き続きまして、岡本議員からの質問につきましてお答えをさせていただきます。

私のほうからは、最初に、１．介護保険料の改定について、（１）次期の介護保険料について、①来年４月以降の保険料の見通しはについてでございます。

岡本議員からは、さきの総務厚生常任委員会で同じ質問をいただきました。私からは、平成２７年度、平成２８年度の介護給付実績が前年度をそれぞれ２．３％、１．９％減少していることから、今年度当初試算では、介護保険料は現状の保険料で据え置きできるのではないかという試算をいたしました。平成２９年度になり要介護認定者、特に要介護３以上の方がふえておりまして、在宅介護に係る費用が平成２８年

度、25%程度上回る費用を給付している状況を説明させていただきました。これにつきましては、平成26年度と同程度の介護給付費を見込まなければならない、また、介護給付費準備基金を全て取り崩しても現行よりは150円程度ふえる見込みであると答弁させていただきました。

町長から先ほど答弁いたしましたように、次期介護保険料につきましては、第1号被保険者の方々の負担について1%引き上げられること等から勘案いたしましても、現行保険料を引き上げなければならない状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、②番の値上げは絶対にせず、値下げこそ検討をについてでございます。

次期計画最終年度の介護認定者の予測数値でございますが、平成32年度には369人と推計しているところでございます。現在の要介護認定者は337人でございますので、3年後には約10%ふえる見込みであるため、町長が申し上げましたように、下げの検討は難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

次に、(2)訪問介護(生活援助)の利用制限の動きについて、②仮に導入されても利用制限を行わず、利用者の実態に沿った対応をについてでございます。

町長が答弁いたしましたが、国のほうで現在審議されている内容につきましては、担当の介護支援専門員、ケアマネジャーが通常より多く訪問介護、生活支援型が必要であると判断された際に市町村にそのケアプランを届け出ること。そして、地域ケア会議で届けられたケアプランの検証を行うこととされております。介護を受けられている方に真に必要なサービス提供であれば、当然、地域ケア会議の検証を受けても認められるものであると理解しておるところでございます。

次に、4.子育て世帯への経済的支援の充実を、(2)インフルエンザ予防接種補助の対象拡大、補助額の増額をについて答弁いたします。

町長が申し上げましたように、本助成制度につきましては、予防事業として実施しているものでございます。昨年度の乳幼児のインフルエンザ予防接種の状況でござい

ますが、１１４人が対象で、５６人について補助金を交付させていただいております。

子育て世帯への経済的支援につきましては、医療費の実質無償化等の拡充を予定されております。担当課では、本事業の対象拡大、補助金の増額については現在考えておりませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それではまず、さきに災害対策について少しだけお聞きしたいんですけども、先ほど町長のほうから、マンホールトイレにつきましては来年度の予算の中で設計の予算について計上して、具体的には和束小学校に設置できるように検討していくという答弁をいただきました。

私も先日、この間、京都でも長岡京市、また八幡市などで既に設置されているわけですけども、議長、資料の提示についてさせていただきますので、よろよろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

許可します。

○６番（岡本正意君）

それで、一応、写真を撮ってきたんですけども、これば市内の小学校のプールの近くにある駐車場のところにある、これがマンホールのふたなんですけども、ここに１５個設置できるようになっているんですけども、向こうにあるのがプールになるんですけど、そこから水を引いて水をためていくという状況になります。これをあけてこの上にトレイを設置していくということで、こういう形で設置をされるということを見てまいりました。実際はこういう形でテントになって一応遮断されるということで、こういうトイレがここは１５基設置できるということで聞いておりました。

長岡京市では平成２１年度から順次やられまして、全１４の小中学校に全て設置を  
終えておられます。２４０基ほどのトイレが設置できる状態になっているわけですが  
ども、また八幡市のほうでは、ふだんはいわゆる座るベンチになっていて、また非常  
時にはかまどにも使えるといった、そういったタイプの、同じようなタイプですが  
ども、取り組みもされております。

ですから、そういった点では、先ほど町長も言われましたように、災害時のストレ  
スを少しでも軽減していくという点でもですね、また衛生上をしっかりと保っていく  
という点でも大変有効だというのがあると思いますので、ぜひ来年度、そういった形で  
やっていただく中で、そこも含めて今後も順次計画的に設置のほうを進めていただ  
けたらと思いますので、そこはぜひ要望しておきたいというふうに思います。

それと、いわゆるハザードマップの見える化の関係なんですけども、先ほど課長か  
らも一定そういった方向で検討していきたいという話をいただきました。先日、これ  
も木津川市のほうでちょっと行ってまいりまして、こういった形で、これは電柱に７  
０センチ水位が来るという表示なんですけども、こういったことが張られていたり  
とか、これは３メートル２０センチということで結構高いところまで来るんですけども、  
これは想定浸水深ということで表示がされております。こういう形で街頭にある電柱  
等に張られて注意を喚起しているといったことがございます。

木津川市のほうに確認させてもらおうと、いわゆる淀川事務所ですね、国土交通省関  
係と協力をして、公共施設であるとか、また人通りの幹線道路であるとか、そういう  
ところを中心にこういうものを掲げて注意を喚起しているというように聞いておりま  
す。ぜひ、その辺も早急に検討いただきたいというふうに思うんです。

先ほど課長は、いわゆる浸水するものがどれぐらいなのか知らない方が多いんじや  
ないかという話をされたと思うんですけども、本当にそのとおりだと思うんですね。

例えば、これはハザードマップなんですけども、これでいきますと、中に地図があ  
りまして、浸水域が示されているんですね。これを見てますと、先ほど畑議員の話も

ありましたけども、社会福祉センター自身は２メートルまでの浸水する想定がされているところに建っているという状況があります。保育所も同じような形で、１メートルから２メートルぐらいの浸水域に入っているということが示されております。こういったことをやはり目で確かめられるという状況をつくっていく必要があるというふうに思います。

地域防災計画を見ておりますと、このようにあるんですね。先ほど課長は、多くの地元の方は知っておられるという話をされたんですけどね、ただやはり防災計画の中ではですね、避難路は土砂災害・浸水被害等の危険性がない道路を選定し、道路施設自体の安全性について十分検討して、必要に応じて適切な措置を講じると。また、指定された避難所等に安全かつ容易に避難できるように、避難路や避難所等の位置・名称・方向等の標識類の整備に努めると。高齢者や障害者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努めるというふうに書かれているんですね。そう考えますと、やはりこういう状況にはまだないというふうに思うんです。ですから、やはりどこへ行っても、いざというときは自分が判断してどう逃げるかということになると思うんですけども、ただやはりどの道をちゃんと行けば行けるんだということを町中で確認できるという状況をぜひ早急につくっていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、今後どのような計画でやっていきますでしょうか。総務課長、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

避難に関する誘導表示につきましては、議員ご質問にありましたように、地域防災計画にものせさせていただいておるところでございますけれども、現状の看板ではまだまだ不十分であるという認識は持っておるところでございます。一定、有効

な表示板の整備につきましては鋭意検討を進めておるところではございます。

ただ、一番肝心な和束川の浸水想定区域でございますけれども、京都府のほうで今、見直しを進めておるところをお聞きしておるところでございます。この結果が今年度中に出されるということもお聞きしておるわけでございます。そういった結果を踏まえまして、ハザードマップの改定を平成30年度以降に行ってまいりたいと思っておるところでございます。

30年度以降と申しましたのは、京都府の浸水想定図といいますか、浸水想定区域の結果が出てからそれに取り組むということになりますので、いつの時期になるかということは明言できないというところで、こういう形で答弁させていただいたというところでございますが、いずれにいたしましても、その結果が出ましたらハザードマップの改定、それと地域防災計画の見直しも進めていくということを検討しておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今後そういう見直しも行われるということですが、そういう待ちにならずにですね、一定、決まった時点からですね、そういったものについてはぜひ早急に検討いただきたいと思いますので、これは要望しておきたいというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に、シルバー人材センターの件について、先ほど町長のほうから鋭意検討いただいているという話をいただきましたけども、まだ来年度からできるといったような答弁はいただけてないと思うんですね。やはりこの問題というのは、先日もある高齢者の方からですね、これは木津川市のほうのシルバー人材センターのチラシを表示いただいて、ぜひこれは和束でもつくっていただきたいんだということで要望されたこともございました。

そういう点で、やはり今、年金もなかなか少ない状況の中で、少しでも働いて実入りといいますか、収入を得たいという高齢者の方が大変多いというふうに思うんです。そういう点でもぜひですね、いつという部分でめどを持って取り組んでいただきたいと思いますけども、来年度すぐというわけにはいかないということですけども、大体どれぐらいをめどに検討いただいているか、その辺、もう一度お願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

シルバー人材センターというんですか、今、設けておりますのは南山城村で設けられております。ところが、ご案内のとおり範囲が狭いものですから、補助対象外になってくるという非常に厳しい状況にあるわけです。そして、職員を配置されておりますが、その人件費とか組織を維持するにおいては、やはり補助制度にのっとる規模で設置していく必要があろうと、こういうことであります。そういう意味で、今、東部未来づくりセンターを3町村で取り組んでいこうということで調査をしているわけがあります。

それぞれやっているのが、南山城村はシルバー人材センターですが、笠置町・和束町は社会福祉協議会、やっている内容も違います。今、30年度に向けてまず基本的な調査を進めていかないといけないということと、やっぱりその方向を定めて国庫補助等の適用をシルバー人材センターに持っていきたいと、こういうことで進めておりますので、今、調査と仕事の内容を30年度ぐらいに、もう今やっておるんですが、30年度といっても4月ですから、なかなか現実問題として非常に難しい問題があるという観点から30年度に向けて調査業務に、仕事の内容、そして、いろんな運営形態の問題の調査を今、未来づくりセンターでやっていただいております、ということでもありますので、ひとつご理解。

早急に早いことできるということは大事なことだと思いますが、やっぱり仕事の内容もまとめながら統一化していこうということになれば均一化していかなきゃならない面もありますので、それに向けた取り組みの猶予間というのも必要だと思っておりますので、ご理解のほうをひとつよろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もう一度お聞きしたいんですけどね、いわゆる来年30年度当初はなかなか難しい。いろいろ制度の周知もあるでしょうか、登録もあるでしょうし、いろんな面もあると思うんですけども、30年度途中でもですね、遅くとも翌31年度からは稼働できるような方向でというふうに思うんですけども、その辺もう一度どうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この業務にはですね、ご案内のとおり、相楽東部未来づくりセンターというのが設置しているわけです。これは京都府も一緒になっての設置であります。その中で今、検討しているわけでありまして、今の質問の趣旨もあわせて、そのセンターの結果とあわせて、3町村の協議も入れて進めてまいりたいと思っておりますので、その点、そういう質問の趣旨も踏まえながら、まずはまとめていくことが大事です。準備期間を早期に進めていきたい。事前調査も含めてやってまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大変望まれている施策でもありますので、本当にぜひとも早急に稼働できるように

努力いただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援の関係なんですけども、先ほど医療費につきましては町長のほうから、来年度当初からいけるように今、準備のほうをしていただいているというふうな答弁をいただきましたし、内容的にも今の中学３生までの部分と同様で、高校生じゃなくても対象になるというところで答弁いただきました。ぜひ、そのほうで着実に準備いただけたらというふうに思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、次に、インフルエンザの関係なんですけども、いわゆるずっと重症化予防としてやっているんだということでは言われているんですけども、確かに乳幼児、特に５、６歳あたりで脳症等の重症になる割合というのは比較的高いというふうにも言われております。ただ、それは割合だけの話でありまして、子供全般として重症化のリスクというのはあるということなんです。

例えば、国の報告等でも１２歳ぐらいの小学生のお子さんが亡くなっているケースの報告もされておりますし、全体として子供の重症化を予防することは重視されているというふうに思うんですね。ですから、やはり本当に子供の命を守り、健康を保持していくと。そのために重症化予防していくということであれば、ただ単に数が多い少ないで線を引くんじゃなくて、小学生であろうが中学生であろうがですね、医療費でも１８歳まで助成しようというふうに言っているわけですから、それと連動して拡充するというのは決して矛盾しないというふうに思うんですけども、その辺、課長いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

乳幼児のインフルエンザの予防接種の助成でございます。

岡本議員からも言われるように、小中学生の予防接種、同じく対象を拡大するとなりましたら、年間50万円ぐらいの費用で済むという試算はしております。

しかしながら、町長が申し上げましたように、1993年でございます。インフルエンザの予防接種が定期接種から任意接種、やはりこれについては子供の副作用ですね、それについて国が責任を負えないという判断をされての任意接種であったのかと。

また、現在の子供たちでございますが、やはりアレルギーを持っている子がおります。余り町のほうから勧奨をするという方法については差し控える。

なお、小中学生の拡充につきましては、当然、6月議会であったと思いますが、町長から東部3町村で協議を進めていきたいという答弁をいただいたと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる任意接種になったことで、町としては勧奨しないからやらないんだということのような話をされておりますけどもね、それだったら別に乳幼児だって同じことだと思うんですね。単に重症化の問題ということをもう一方で言われますけども、それは同じことだと思うんですね。要は、勧奨というよりも、実際それを受ける受けないは任意だから、それは保護者を考えることですが、ただ、もし受けたときに大きな負担がかかるということも事実なわけですから、そこを全国のそういったものを積極的にやっておられるような自治体ではですね、そういう子育て支援の観点も含めてこれをされているわけです。

実際、ちょっと調べただけでもですね、たくさんの自治体のほうで助成されております。多くがやはり中3生までとか、高校生まで助成されているケースが多くなっております。補助額につきましても、全額補助するところもあればですね、2,000円、3,000円と補助しているところも多く見られます。ですから、やはりこうい

った施策についていち早く取り組んでいただいたことはすばらしいことだというふうに思いますけども、いつまでもそのことばかり言われてね、次のことを全然されないというのは、やはり子育て支援を前にしていこうという立場で行政をされている以上は、そこも踏まえてですね、再度拡充に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、そこはぜひ強く要望もさせていただいて、今後ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

もう1点、高校生の通学補助についてはですね、東部の絡みでやっていこうと、具現化していくということをきょうも言われました。具体的に和東町の高校生としてはバスの定期が一番負担が重いという状況があります。これが具体的に具現化された場合にどのような形にしようとしているのかですね、今の2分の1の補助を私は今、全額補助にという話をしておりますけども、こういった方向で具現化していただけるのか、それは大体いつごろに向けてそういったことを具現化されようとしているのか、そこをもうちょっと具体的にお願いできますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

関西JRの件については、東部3町村で協議をしているところであります。今、質問にもありましたように、和東町独自の奈良交通バスを利用した通学定期の問題であります。

今の通学定期の現状を見てみますと、和東町の中の住んでいるところによって負担の差があるというのは、和東町内の中でも現在議論しているところであります。そうしたことを含めながら、今後はそうした解消に向けて、東部3町村のそれと絡めながら一緒に考えていきたいと、このように、今、思っているところであります。

和東町のどこに住んでいても同じ負担だと、こういうことが望ましいんじゃないか

と、こんなことをもとに、今、検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

余り具体的な話になってというふうに思うんですけども、和東町の高校生にとってみれば、バスの定期代ですね、JRのほうももちろんぜひ対象にいただきたいと思いますが、これをどこに住んでいてもと言いますがね、湯船に住んでいても、石寺に住んでいてもね、もちろんそれで大体倍ぐらい違いますけども、それでもやはりどの地域に住んでいても、和東から通学する以上は大変高額な負担になっているわけです。ですから、そこをわかっておられるのであればですね、そういった議論の中で、和東としてはバスの定期代を補助をしていく、拡充していくんだというのはやっぱり避けられないことですから、そこはぜひ躊躇なくと言ったのはそういう話なんです。ですから、具体的にバスの定期代の拡充にしていくということは間違いのないということですのでよろしいですか、もう一度お願いします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁させていただきましたように、JR関西本線の沿線地域公共交通形成網が、今現在、京都府と一緒にやっておりますけども、これの一定の補助制度の拡充というのは検討しているわけであります。

それとあわせてできるならば、この改定とあわせて、今、言われますように、どこにいても同じ負担というところの検討は最低必要やなかろうかということで、今、進めております。

当然、どこのところの最低というのは、今、ご質問がありましたように、石寺と湯

船と比べられたんですけども、そうならば石寺に合わせたら全部一緒になるんじゃないかなというような単純な思いがありますが、そういうことも含めながら、今、どこまで可能か、どこまでできるかというのを事務的に検討させていると、こういうことでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

仮に石寺でも年間十数万円かかっています。これだけでもほかの木津川市とか精華町から通ってくる高校生とも全然違うわけですから、そこはぜひ現実に見ていただいて、思い切った拡充、全額補助も含めて検討いただきたいと強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、残り時間で介護保険の関係なんですけどね、課長に確認したいんですけど、いわゆる介護保険料の普通徴収の方の今の納入率はどれぐらいですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成28年度の実績で、記憶でございますが、85%前後だと理解しております。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それはかなり最後の最後まで追及された上での結果だと思いますけども、大体、普通徴収というのは、いわゆる定年期の方を対象にしたものなんですけども、ほぼ8割前後だと思うんですね。ひどいときは大体75%のときもあったと思います。制度発足当初は基準額が2,500円でスタートしておりますので、98%の納入率だったと思

います。それが繰り返し値上げになっていく中で、大体毎年2割程度の方は払い切れないという状況になっているというのが現実だというふうに思うんです。

先ほど小西議員の一般質問の中で、介護保険料を払うために担保を使って納入しているみたいな話は3分の1の方がおられるみたいな話がありましたけども、そういう現実から見ても払い切れないんですよ。要は限度を超えているんですよ、今の和束町の介護保険料というのは。そういう実態をわかって値上げは避けられないで簡単に言われますけども、その辺についてちゃんと議論・検討するのが行政の責任だと思うんですよ。

先ほど1%の割合がふえるから、その分250円ほど自動的にふえるんですという話をされましたけども、課長にお聞きしたいんですけど、それで例えば年額でどの程度の予算になります。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

もともと3年間におけます介護給付費の総額でございます、約18億円。その1%にかかりますので、保険料として必要な財源が1,800万円ということになります。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

1,800万円が全体ですけども、その分、値上げ分というのはもっと低く抑えられると思うんですよ。それ自身はもう少し町として一般財源のほうも含めて対応するというのが考えていただく方向だというように思うんですよ。それもせずに値上げは

避けられないと今からそういうふうに言って、値上げを当たり前みたいに言われますけども、やはりそういうことが結局さらにまた高齢者の方の暮らしを追い詰めていくわけですね。ですから、そういったことを本当にわかっておられるのであれば、やはり値下げということを真剣に私は考えていただく必要があるというように思いますので、そこはぜひ今から諦めずに重々検討いただきたいというふうに思います。

もう1点、訪問介護のことについて、先ほど町長は、今回の厚労省がとろうとしている措置は理解できると言われましたよね。私はその辺が理解できないんですよ。今回の分でいえばこれは財務省のほうから出ている話なんです。いわゆる適正かどうかという話ですけども、今度の問題というのはもともと限度額というのがありますよね、介護度によって。その範囲内のことなんですよ、言っているのはね。誤ったことは何もないんですよ。そこにも切り込んで給付を下げようとしているのが財務省であり厚労省なんです。こんなことを許していたら、ふつうに今の制度もとでの給付さえ受けられなくなるというのが今度の改悪なんです。そんなことを保険者の責任者として理解できるなんて言っていたらね、どんどんそういったものがこれから切り込まれていくということなんです。ですから、やはり町長としてはですね、こういったことにはちゃんと反対していただいて、必要な財源を国がちゃんと確保するように要望していただくと。

仮に、そういうことが行われたとしても、町として責任持って必要なサービスというか、そういうものを確保しますというふうに今ここでちゃんと表明いただけませんか、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この国の制度は国の基準で言っているのではなしに、地方の実態も含めて考えております。地域ケアプランというのを重視しております。そうしないと、国の基準でや

ってしまうと破壊してしまうと。地域のよさも入れながら対応していこうということです。ですから、今の制度を私は一定理解できると申し上げました。

今、全てそれぞれの地方の実態があります。その実態に合わせて、和東町でもいわゆる訪問看護の回数と、いろいろ地域に合わせて、住民のサービスを住民側に立って制度の充実を図っております。だから、非常に地域ケアプラン、地域ケア会議というのが重視されて、そうした特色を生かしていこうということで、今、国が改正されたものですから、私はその点において重視していると、そのように答えました。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

岡本正意議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中でありますが、ただいまから３時４０分まで休憩します。

休憩（午後３時３０分～午後３時４０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、承認第１０号 専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度和東町一般会計補正予算（第４号専決））、承認第１１号 専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度和東町一般会計補正予算（第５号専決））、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第１０号並びに承認第１１号の提案理由を申し上げます。

承認第１０号 平成２９年度和東町一般会計補正予算（第４号専決）は、平成２９年９月２８日の衆議院の解散に伴い、平成２９年１０月２２日に第４８回衆議院議員

総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が執行されるため、承認第11号 平成29年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）は、平成29年10月22日に発生した台風21号に伴い、町道等における倒木・崩土除却の応急災害復旧工事並びに測量設計業務を委託したため、それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、承認第10号及び承認第11号のご説明を申し上げます。

議案書をよろしく申し上げます。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページでございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年9月29日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）

2. 専決理由 平成29年9月28日の衆議院の解散に伴い、平成29年10月

22日に第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官  
国民審査が執行されるため、予算補正をする必要が生じたが、特に  
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで  
あると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分す  
る。

平成29年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）

平成29年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ703万5,000円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,698万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月29日専決

和束町長 堀 忠雄

次のページで第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

15款府支出金、1億8,504万7,000円、703万5,000円、1億9,2  
08万2,000円。

歳入合計、32億994万8,000円、703万5,000円、32億1,698  
万3,000円でございます。

次のページが歳出でございます。

2款総務費、5億9,231万4,000円、703万5,000円、5億9,934  
万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.10によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページでございます。

まず、歳入でございます。

15款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金で703万5,000円の補正でございます。

3節選挙費委託金ということで、衆議院総選挙委託金でございます。

次のページが歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙費で703万5,000円でございます。

主なものといたしまして1節報酬で103万円、投票管理者等の報酬でございます。

あと、7節賃金で243万7,000円、投・開票事務従事者賃金で225万2,000円計上させていただきました。

11節需用費で100万9,000円でございます。消耗品で40万円、食糧費で35万円となっております。

次ページ以降に給与費明細書をつけさせていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、承認第11号でございます。

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出

和 東 町 長                      堀      忠 雄

次のページ、専決処分書でございます。

## 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年10月23日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 平成29年10月22日発生台風21号に伴い、町内で災害が発生し、倒木・崩土除去処理工事並びに測量設計委託業務において予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）

平成29年度和束町一般会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,136万8,000円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月23日専決

和束町長 堀 忠雄

次のページから第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

19款繰越金、4,090万8,000円、1,438万5,000円、5,529万3,000円。

歳入合計、32億1,698万3,000円、1,438万5,000円、32億3,136万8,000円です。

次のページ、歳出でございます。

10款災害復旧費、1,108万4,000円、1,438万5,000円、2,546万9,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

予算に関する説明書、資料No.11によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で1,438万5,000円。

1節の前年度繰越金でございます。純繰越金となっております。

次のページが歳出でございます。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費で662万1,000円の補正額でございます。

内訳といたしまして、13節委託料で322万1,000円でございます。これは測量設計業務委託料ということで、農業用施設災害復旧に係るものでございます。

15節工事請負費で340万円でございます。災害復旧工事費でございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費で588万円の補正でございます。

内訳といたしまして、13節委託料で308万円でございます。測量設計業務委託ということで、道路橋りょう災害復旧分でございます。

15節工事請負費で280万円、災害復旧工事費でございます。

同款、同項、2目河川災害復旧費で188万4,000円の補正でございます。

内訳といたしまして、13節委託料で108万4,000円、測量設計業務委託、河川災害に係るものでございます。

15 節工事請負費で 80 万円、災害復旧工事費でございます。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これより質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思いますが、まず専決第 4 号のほうの先日の衆議院選挙の予算の関係ですけれども、今回、台風等直撃という中でのいわゆる投票事務ということで大変ご苦勞いただいたというふうに思いますし、また、住民の皆さんにとりましても大変な自然条件の中で投票に行っていたということもあったんですけれども、それでですね、ちょっと総務課長にお聞きしたいんですけれども、一つは、今回の選挙というのは、いわゆる 18 歳選挙権になっていたら、二度目の国政選挙ということであったと思うんですけれども、その辺の 18 歳、19 歳の投票率って、和東町でどのようであったか、もしわかればお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回の衆議院議員選挙の投票率でございますけれども、前年で投票率は 68.17%、これは委員会のときに申し上げましたように、伊根町に継いで府内で 2 番目の高い投票率となっております。

この中で 18 歳、19 歳の投票率でございます。

18 歳におきましては 56%、19 歳におきましては 50%となっております。ちなみに、平成 28 年の参議院選挙の投票率でございます。このときに初めて 18 歳選

挙ということになったわけですが、そのときの本町の１８歳の投票率は６２．５％、１９歳は４６．４３％ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

全国的には１８歳、１９歳の方の投票率は大変低いという状況が報道もされておりますし、和東町の今の数字でいえば高いとも言えないけれども、全国的に比べたらまだ高いほうだというふうに思うんですけども、和東町の選管としてですね、制度が始まってまだ浅いということもありますし、より若い方に、これはもちろん１８歳、１９歳での話ではないんですけども、ただ、やはり新しい制度として発足して間もないという状況の中で、ぜひ積極的に投票に行っていただきたいという意味での広報であるとか周知についてはどのような形でしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

まず、制度が改正されまして初めての参議院選挙の２８年度でございますけども、そのときには一定ホームページ、広報紙、それと選挙公報を送付させていただくときに、封筒に１８歳選挙権の旨を表示させていただいて送らせていただいたというところがございます。今回の衆議院選挙におきましても同様の形で周知をさせていただいたというところがございます。

あと、全国的によく言われておりますのは、やはり高校生の投票率を高めるという、高校生からの主権者教育が非常に重要だということは認識しておるわけですが、けれども、本町内には高校が存在しないということでございますので、小中学校から

そういった主権者教育に取り組んでいただきますよう選挙管理委員会としては連合のほうへ働きかけたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

投票率の問題というのは、もちろん若い方だけの問題じゃなくて、まだ和東町は府下でも2番目に高いというふうに言われておりますけども、それでもやはり投票に行く、行かないという部分については全世代的な問題ではあるんですけども、ただ、やはり今後とも若い皆さんに政治に関心を持っていただく中で、投票のほうを呼びかけていただく部分については強化いただきたいというふうに思うんです。

それと、あとはですね、やはり高齢者の方の部分で、だんだん年々ですね、投票に行く意思はあったとしても、体のことやいろんなことでなかなか行けないというような方がふえてきているように思います。そういう中で、投票所の問題であるとか、あと、事前の郵送による投票も含めてですね、あらゆる投票できる制度というものを十分周知いただいて、あらゆる方法を持って、意志のある方については投票に行けるように選管としても積極的に周知いただきたいと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

投票環境の改善といいますか、そういったものの取り組みは非常に重要なことでございます。

本町において、過去、こういった形で高い投票率を維持しておるのは、やはりその

地区に投票所を設けておるということで、14投票所を設けさせていただいておるといのが一つの要因と想定しておるところでございます。

ただ、そういった中でも、高齢者の方々についてなかなか投票所に行きづらいという現状であるということも承知しておるところでございます。投票所のバリアフリー化といいますか、そういったものも一定手すりの設置なりスロープの設置なりをさせていただいて、環境改善には努めておるというところでございます。今後さらなる環境改善を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それと、制度化されております郵便投票の制度でございます。これにつきましても、一定、ホームページ等で周知はさせていただいておるというところでございますけれども、この郵便投票につきましては非常に要件が限られておるというところでございます。使いづらい制度であるというのは認識しておるところでございます。

あと、不在者投票と期日前投票、こういった制度を有効的に活用していただきまして、高齢者の方々でも投票しやすい環境をつくってまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

都市部などではいわゆる期日前投票の場所をそういう公共施設だけじゃなくて、いわゆるショッピングセンターとかそういうところも含めて、人の行き来がある、行きやすいところというような動きもありますけども、和束はそうはいかないと思うんですけども、ただ、やはりこれからどんどんこれはこれで高齢化もしていく中で、そういう方がふえてくるというように思うんですね。もちろんこれは先ほど言いましたように郵便投票自身がなかなか使いにくい制度であるということもあるんですけども、そういったできるだけ国に対しても使いやすい制度にしていだけるようなことも含

めて要望もいただく中で、町としてもできる努力のほうはしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、専決第5号の関係なんですけども、建設事業課長にお聞きしたいんですが、きょうは一定報告にもあったと思うんですけども、21号の台風の関係で、特に和東町ではいわゆる白栖の府道の関係で通行止めが続いているということで、一応、今、迂回のほうで対応いただいて、来年1月にまた査定を受けた上でやっていくということが言われましたけども、大体どの程度のめどで復旧できるようなのか、その辺、もしわかればお願ひしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの岡本議員のご質問でございますけども、道路につきましては、府道という関係で、私のほうで把握している範囲で答弁させていただきます。

ご指摘の道路につきましては、府道と東井手線でございます。白栖地内での災害でございます、実はことしの6月に危険箇所であるということで、防災パトロールに行った箇所でございます。場所につきましては、従来も危ないということで、京都府の用地買収を終わっておりまして、用地につきましては京都府の用地になっておりますので、工事については即かけられる状況にあります。

ただ、災害査定という事務的な手続がございます、これが今のところ1月の第3週に第9次査定ということで、本来、災害ですと年内に査定を行うんですけども、18号、21号、22号ということで京都府には三つの台風が今回秋に襲来しておりますので、その関係で1月の第3週に査定を受けます。査定を受けた段階で今度は発注に向けて施越し承認等々の事務手続を踏みまして、大体そこに1カ月ぐらいの時間がかかろうかと思います。

災害査定を受ける関係で、工法はその場で確定しますので、確定し次第、工事とし

て発注されるということで、地元のほうには年度内、一応、工事の関係も含めて何とか我慢してほしいということでお願いはしております。

ただ、危険度もありますので、できるだけ早い災害復旧にかかれるよう京都府のほうには要望しておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それですね、今、課長が言われましたように、その箇所につきましては以前から危険ということで、京都府のほうで用地買収のほうはかなり前に終わっておられるという話は私も伺っていたんですね。いわゆる関係する方から要望もありまして、ずっとそういうふうになっているんだけど、なかなか京都府のほうで余りうんともすんとも言っていないので、どうなんだろうかという話をお聞きして、その上で土木事務所にも確かめた上で、そうであるという話を聞きまして、その上で何とか事業として再開というか、せっきく買っているわけですから、したいという話は私も伺っていたんですけども、それとまた今回の災害というのが、当初、それを利用してちゃんとやろうということと今回の台風による災害という部分では、ちょっと別扱いになっているんじゃないかなと思ったんですね。

その辺、土木事務所のほうで確認したときに、今回、基本的に災害復旧なので、要は、現状を復旧するというのが工事の中身になるということだと、いわゆる当初用地買収をしてやろうとしていた事業って、先になるのかなという思いもちょっとあったんですけども、その辺はどのようにお聞きされているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

記憶になりますので、申しわけございません。実は、用地買収につきましては、平成10年当初にたしか用地の買収をしておったと思います。これにつきましては、和東井手線の1.5車線拡幅ということで、公民館から若干上の部分で今現在終わっているんです。

それから、その後、腰越谷の峠のところを、今、買収をかけたりしておりまして、1.5車線のところでございます。工事がおくれていたというか、とまっていた理由につきましては、もともとそこには森脇酒店というお酒屋さんがありまして、営業されていたという状況の中で、営業補償も含めて家をシフトバックするのか、それとも反対側の崩れかけた法面のほうを出すのかという工法検討の中で、大がかりな工事になるということで、若干、工事がとまっていたというのが現実でございます。

今回につきましては、その件につきましても京都府のほうとの前後の話はしておりましては、実のところ、今、岡本議員がおっしゃるとおり、原状復旧、災害復旧で今回のところはしのごうというのが、通行開放をまずしたいということが目的でございます。

偶然のこともございますし、今後の地元の調整等もあるんですけども、法線改良をかけないと今の1.5車線は当初から難しいという中で、今後、森脇酒店さんのほうが店を今、閉められている状況もございますので、地元の理解も含めながら反対側への拡幅も余地も若干ございますので、それも含めて、最終的には和東井手線の1.5車線改良を今後進めたいと思っておりますので、そういう形で京都府のほうには要望を入れております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

その点についてはぜひお願いしたいというふうに思います。

最後に、もう1点だけ建設事業課長にお聞きしたいんですけども、今回の台風の関

係のこれはいわゆる被害の関係を復旧するということで挙げられているんですけど、その関連で、要は台風が通過した後に府道の犬打峠のほうが一、三日通行止めになりました。京都府のほうはそれを受けて自分でパトロールされて、それで、これは危ないということで判断されて通行止めにされた。その旨の看板を立てられたりとかいうことは周知はされたんですけども、ただ、町としてそこが通行止めになったということを知られなかったんじゃないかと思うんですよ。

住民の方からも犬打峠が通行止めだということを全く知らなかったこともあって、行ってみてやっとわかったということがあった。それやったら井手線のこともね、あれはかなり迂回でやってますということを知っていたかと思うんですけども、それだったらあわせてそちらのほうもするべきだったんじゃないかというお声もいただいたんですけどもね、いわゆる建設事業課のほうで確認をさせてもらったときに、京都府からはそういう通行止めをするという情報は入っていた。だけど、ただ防災無線等でそれを住民の方に知っていただくということまではしなかったというのがお話だったんですね。その辺、どういう判断だったのかわかりませんが、やはりそういう幹線道路の通行止めですから、一定ちゃんと、せっかく防災無線もあるわけですから、周知すべきだったんじゃないかと思いますし、今後についてはぜひしていただきたいと思うんですけども、その辺はどういう経過だったかも含めてどうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

バタバタしたときの話ですので、私も記憶でしかお答えできないですけども、犬打峠につきましては22日の投票日の午後9時に現場で落ちてるという情報を得まして、私、直接現場に行きまして、現場対応させてもらったんですけども、その後、たしか

京都府が和東観音というんですかね、入り口のところにバイパスの改良終わったところにバリケードを張って通行止めをしたということをたしか受けたと思っています。済みません、防災無線をどういう具合に活用したか、僕、そのときの記憶はないんですけども、確かに白栖につまましてはすぐの判断じゃなかったもので、防災行政無線での対応はさせていただきました。これは1週間ほど流させていただきました。

済みません、宇治木屋、犬打峠については、ばたつた中の関係で、ひょっとしたら、防災行政無線を使わなかったかもわかりません。その点については今後注意させていただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認されました。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第5号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号専決））は、原案のとおり承認されました。

日程第 7、同意第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第 17 号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 3 名のうち 1 名の任期満了に伴い、藤田勝美氏を同委員に再任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第 17 号のご説明を申し上げます。

同意第 17 号

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定によって、議会の同意を求める。

#### 記

|      |                        |
|------|------------------------|
| 住 所  | 京都府相楽郡和束町大字園小字森下 29 番地 |
| 氏 名  | 藤田勝美                   |
| 生年月日 | 昭和 28 年 10 月 16 日      |

平成 29 年 1 2 月 1 2 日 提出

和 東 町 長           堀    忠 雄

裏面に略歴書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 8、同意第 18 号 消防委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第 18 号の提案理由を申し上げます。

和東町消防委員 9 名の任期満了に伴い、新たに和東町消防委員の委嘱をするため、和東町消防委員会条例第 4 条の規定によりまして議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第18号のご説明を申し上げます。

同意第18号

消防委員会委員の委嘱について

別紙の者を和東町消防委員会委員に委嘱したいから、和東町消防委員会条例第4条の規定により議会の同意を求める。

平成29年12月12日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面が別紙でございます。住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

まず、消防関係者でございます。

和東町大字別所小字中山3番地3、岡田周一、昭和37年7月18日。

和東町大字下島小字古橋29番地、谷本昌隆、昭和34年7月26日。

和東町大字園小字神定32番地、竹内秀年、昭和43年6月30日。

次に、知識経験者でございます。

和東町大字中小字式部14番地、北 昇、昭和24年5月1日。

和東町大字湯船小字木戸の奥35番地、桧谷正樹、昭和31年10月26日。

和東町大字白栖小字長井102番地、西島 剛、昭和23年11月10日。

和東町大字釜塚小字南部2番地、田中清和、昭和31年1月1日。

和東町大字原山小字広垣内52番地、谷村正己、昭和37年6月19日。

和東町大字湯船小字五の瀬216番地、大谷 毅、昭和44年9月12日。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第 18 号 消防委員会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 18 号 消防委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る 12 月 19 日午前 9 時 30 分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 18 分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 1 月 31 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 藤 井 清 隆

〃 和束町議会議員 村 山 一 彦